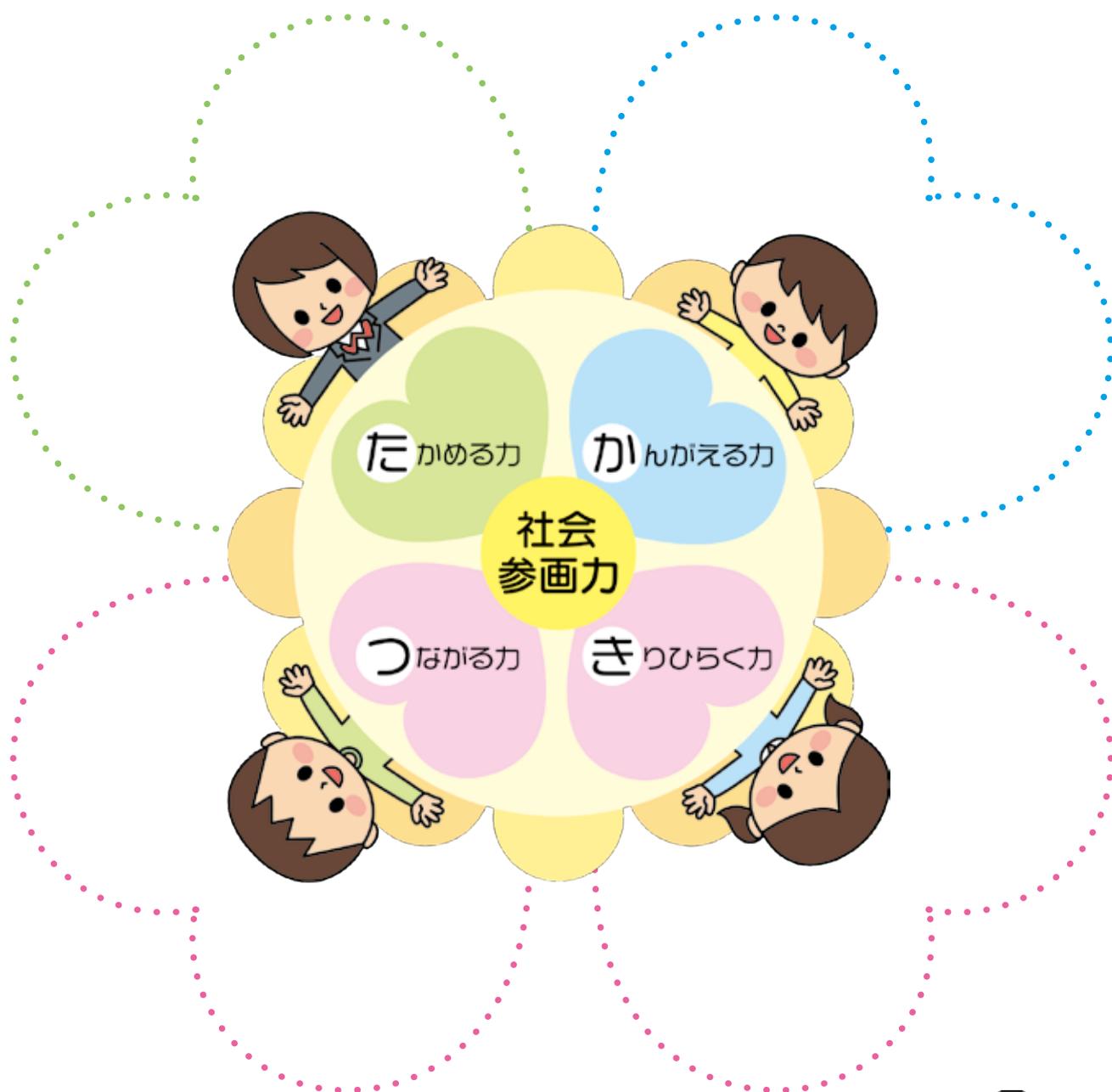


多様な人々と協働しながら、一人一人が活躍し、  
安全で安心して豊かに暮らせる社会をめざして

## 第2期

# 高槻市教育振興基本計画



令和3(2021)年3月





## はじめに

本市では、教育施策のめざす方向性を示した「第1期高槻市教育振興基本計画」を平成27年に策定しました。この計画下では、27の基本施策に基づき、義務教育を中心に、幼児教育・家庭教育・社会教育において、それぞれが連携を図りながら「めざす人間像・子ども像」の実現に向け、取組を進めてまいりました。

これからの時代は、生産年齢人口の減少、加速度的なグローバル化や技術革新により、変化の予測がますます困難になると言われています。そのような中でも、教育の使命は、次代を担うことのできる「成熟した市民」「実力ある大人」の育成です。子ども達が、仲間とともに、感性を豊かに働かせながら、資質・能力を身に付ける学校教育や幼児教育の実現をはじめ、家庭や地域の教育力の向上に向けて、今後も着実に取組を進める必要があります。

一方、平成29年以降、「学習指導要領」「幼稚園教育要領」等が新しく改訂され、順次施行されています。幼児教育においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確にされ、学校教育との接続の重要性が強調されています。また、学習指導要領は、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という基本理念のもと、これからの時代を子ども達がたくましく生き抜くために必要な力の育成を目指しています。

これらのことを踏まえ、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間を計画期間として、「第2期高槻市教育振興基本計画」を策定しました。これは、教育基本法第17条に基づく計画として、また「第6次高槻市総合計画」の教育に関する分野別計画として、それぞれ位置付けるものです。

本計画では、めざす社会像を「多様な人々と協働しながら、一人一人が活躍し、安全で安心して豊かに暮らせる社会」と定義づけ、その社会の構成員となる、めざす子どもの姿を「人や社会とつながり、学び続け、よりよい自分と社会を創る子ども」としました。また、社会参画力を子ども達が身に付けられるよう、「たかめる力」「かんがえる力」「つながる力」「きりひらく力」の4つのつけたい力を設定しました。今後も、本計画に基づき、教育施策を着実に進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定に向け、多くの貴重なご意見をいただきました高槻市教育振興基本計画検討委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただいた関係の皆様から心から感謝を申し上げます。

高槻市教育委員会

# 目次

## 本編

### 第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の推進方策	2

### 第2章 高槻の教育を取り巻く状況

1 社会潮流と教育	4
2 高槻の教育をめぐる現状	8

### 第3章 第1期計画の振り返り

1 子どもの社会参画力を育む13の基本施策	12
2 子どもを取り巻く教育力を高める14の基本施策	17

### 第4章 高槻のめざす教育

1 高槻のめざす教育	20
2 6つの目標と26の基本施策	22
3 教育振興基本計画体系図	23
4 重点取組	24

### 第5章 子どもの社会参画力を育む13の基本施策

目標1-1 確かな学力の育成	27
目標1-2 豊かな心の育成	30
目標1-3 健やかな体の育成	32

### 第6章 子どもを取り巻く教育力を高める13の基本施策

目標2-1 学校力の向上	34
目標2-2 家庭力の向上	39
目標2-3 地域力の向上	41

## 資料編

1 策定関係資料	43
2 これまでの主な教育施策	47
3 用語解説	50

# 本 編

## 第1章

計画の策定にあたって

## 第2章

高槻の教育を取り巻く状況

## 第3章

第1期計画の振り返り

## 第4章

高槻のめざす教育

## 第5章

子どもの社会参画力を育む13の基本施策

## 第6章

子どもを取り巻く教育力を高める13の基本施策

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

教育基本法第17条において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は基本的な計画を策定することが義務付けられています。

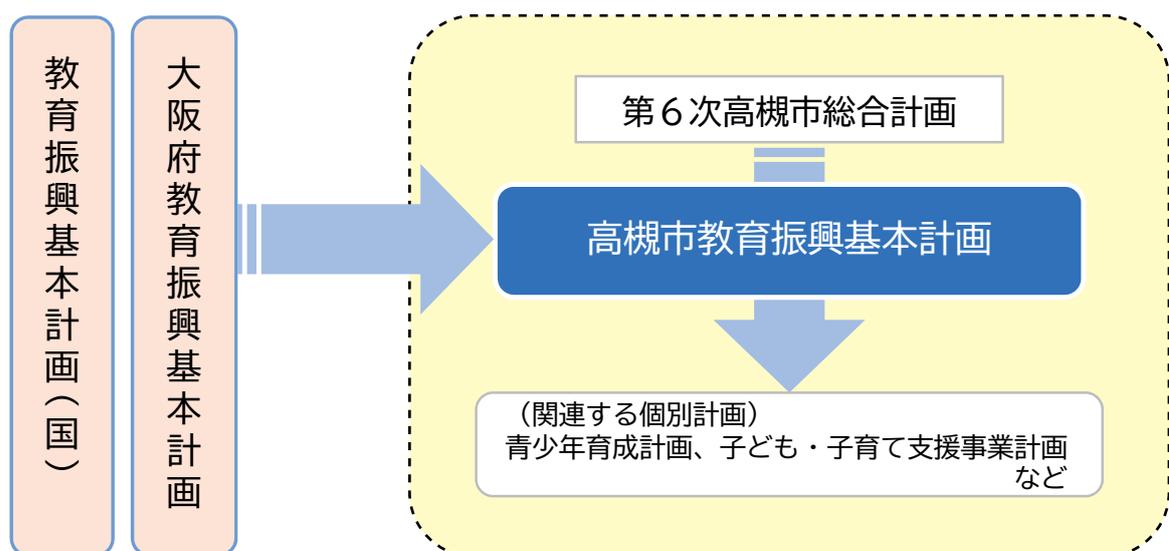
また、地方公共団体についても、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本計画の策定に努めることが求められています。

本市においては、平成27(2015)年に「高槻市教育振興基本計画」(計画期間：平成27(2015)年度～令和2(2020)年度、以下「第1期計画」と表記)を策定し、様々な教育施策を展開してきたところです。

この第1期計画が期間満了するにあたり、これまでの取組についての検証を行い、近年の少子高齢化や社会情勢の急激な変化など、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、教育の目的を実現する教育施策をさらに推進するため、第2期高槻市教育振興基本計画(以下「計画」と表記)を策定します。

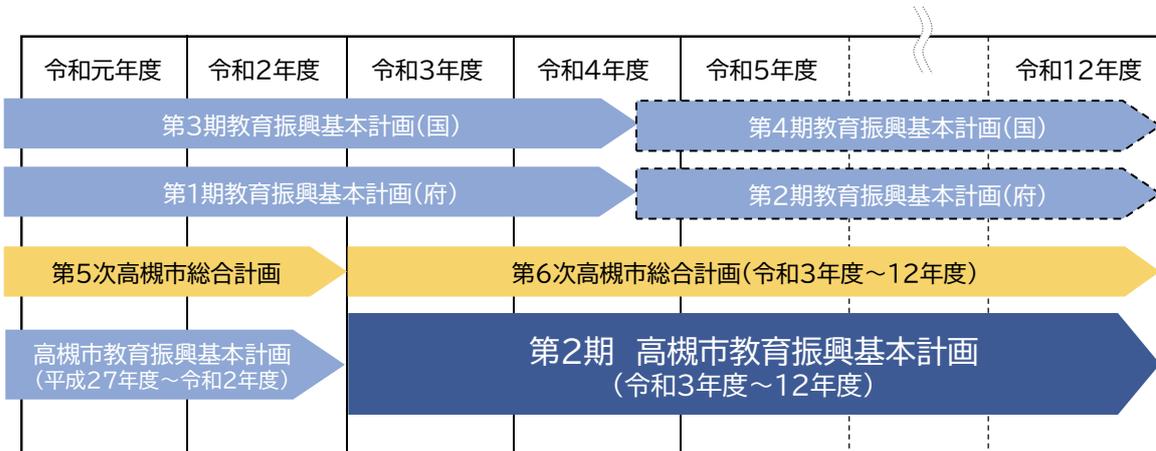
## 2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条に基づく計画として位置付けるとともに、「第6次高槻市総合計画」の教育に関する分野別計画として位置付け、「第6次高槻市総合計画」が掲げる将来の都市像の実現に向け、教育の目指す方向性と基本方針を示します。



### 3 計画の期間

計画期間は、「第6次高槻市総合計画」の期間に合わせ、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間とします。また、社会状況等の変化により見直しの必要が生じた場合においては、国や大阪府(以下「府」と表記)の動向を考慮しながら、適宜見直しを行います。



### 4 計画の推進方策

子ども達の学びの相乗効果と地域社会全体の教育力を高めるため、本計画において、幼稚園から大学までの「縦の接続」と、学校園・家庭・地域・関係機関等の「横の連携」を強化・推進します。また、PDCAサイクルに沿って計画的に取り組むことにより、各施策を着実に推進します。

#### (1) 「縦の接続」「横の連携」の強化・推進

##### 幼稚園から大学までの「縦の接続」の強化

「知・徳・体」の調和のとれた人間形成を目指し、各中学校区において「めざす子ども像」を共有するとともに、その実現に向け、9年間の一貫した教育課程を編成し、学習指導の充実に取り組みます。

また、「幼・小・中」の連携に加え、本市の高校・大学とも連携を促進し、「縦の接続」の効果を高めます。

##### 家庭や地域、関係者との「横の連携」の推進

地域社会との様々な関わりを通じて、子ども達に地域への愛着や誇りを育むとともに、地域に信頼される学校づくりを進めるために、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環の実現を目指します。

また、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を家庭や地域と共有し、学校運営への参画を得ることで、地域とともにある学校づくりを推進します。

## (2) 社会教育分野の役割

大人は、家庭・地域の教育の担い手として、子ども達に社会を生き抜く力を身に付けさせるだけでなく、自らも地域課題に対する地域住民としての当事者意識を持ち、これまでの経験・知識・スキルを生かすとともに、住民相互の連携・協力によって、地域づくりを实践できるように努めることが求められています。

社会教育においては、公民館や図書館など地域の活動の拠点、知の拠点到地域住民が集い、互いに学び教え合うことで、住民主体の地域コミュニティが形成される環境を醸成し、地域課題の解決や地域の活性化につなげます。

## (3) 国や府への働きかけ

国は、学習指導要領により義務教育の全国的な水準の維持・向上を図っています。また府は、教職員の給与費の負担など市における教育の条件整備に対する財政的支援や、広域的な処理を必要とする教育事業などを行っています。このように、教育に関する施策を推進していく上では、国の制度や府の施策が及ぼす影響が大きいことから、必要に応じ、国や府に対して制度改善や施策提案等の働きかけを行います。

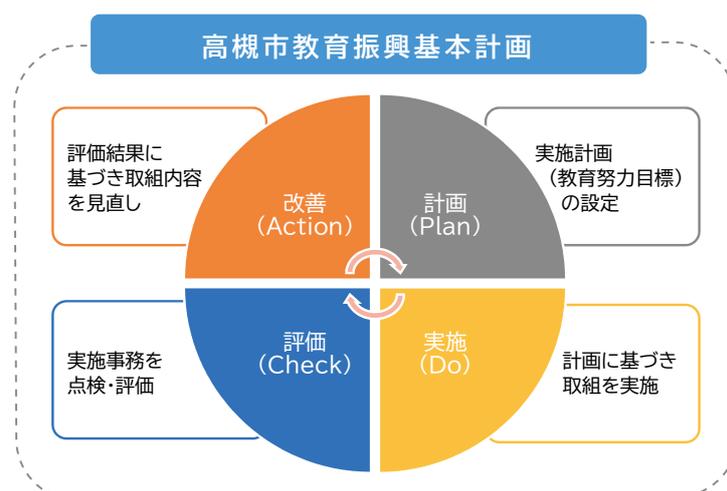
## (4) 進行管理

本市では、従前より毎年「教育努力目標」を作成し、教育施策を推進してきました。その後、平成18(2006)年の教育基本法の全部改正により、「教育振興基本計画」(第17条)の策定が地方公共団体において努力義務化され、翌年の平成19(2007)年には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により「教育事務の点検・評価」(第26条)が制度化されました。

本計画は、本市の教育が目指す方向性と基本方針を取りまとめたものであり、これを具体化し実践を積み重ねることで、実効性のあるものにしなければなりません。そのためには、種々の制度を活用し、PDCAサイクルに基づく円滑な進行管理を行う必要があります。

その進め方としては、まず、本計画に基づき、毎年度「教育努力目標」を設定し、実施計画(Plan)として位置付けます。この実施計画に基づき様々な取組を実施(Do)し、翌年度にはその実施状況について、「教育委員会事務の点検・評価」(Check)を行います。この点検・評価により、取組内容を見直し、教育努力目標の改善(Action)を図ります。

このPDCAサイクルを連続して毎年度取り組むことで、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図り、本計画を進行管理します。また点検・評価の結果については、広く市民に公表します。



## 第2章 高槻の教育を取り巻く状況

### 1 社会潮流と教育

#### (1) 教育を取り巻く社会情勢等

##### 自然災害の増加と感染症の流行

我が国では、気象災害、地震災害など様々な自然災害による被害が発生しています。今後も気象災害の甚大化や、南海トラフ地震等の大規模な自然災害の発生が懸念されていることに加え、社会的な情勢の変化による犯罪や交通事故など、新たな課題が次々と顕在化しているところです。

また令和2(2020)年には、新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行となっています。我が国においても初めて緊急事態宣言が発出される等、社会経済だけでなく日常生活にも大きな影響を及ぼしています。学校では、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させるべく、様々な対策を講じながら教育活動を継続しています。

こうした現状を踏まえ、児童生徒の安全や健康に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、教育活動全体を通じて実践的な安全教育や健康教育を充実させるとともに、安全で安心な学校生活を送ることのできる教育環境の整備や危機事象発生時の的確な対応といった安全管理の取組を徹底することが必要です。また、これらの課題に対しては、学校のみで対応・解決を図ることは困難であるため、学校、家庭、地域、関係団体等がより密接に連携し、地域全体で取組を推進していくことが求められています。

##### 人口減少と少子高齢化

我が国の人口は、平成20(2008)年をピークとして減少傾向にあり、人口構造については15歳未満の年少人口が年々減少する一方で、65歳以上の老年人口の増加が続いています。

今後は、地域の主体的な参画のもと、子どもの学びや育ちを支える体制の確立など、学校と地域の連携・協働を推進することが重要になります。また、学校教育に限らず、地域が人を育て、人が地域をつくるように取り組んでいく必要があります。

##### 情報化社会の進展

スマートフォンをはじめとしたICT機器の急速な普及に伴い、子どもから高齢者まで幅広くインターネットが利用されるようになるなど、飛躍的に情報化社会が進展しています。また、今後、人工知能(AI)が様々な分野で活躍するなど、社会や生活が大きく変わることが予測されています。一方では、サイバー犯罪、個人情報の流出等の問題に加え、子ども達がSNS等を利用することで生じるいじめや誹謗中傷などの課題も指摘されています。

こうした現状を踏まえ、学校においても新しい時代に即した情報活用能力の育成や、ICT機器を活用した教育の充実が求められています。

## グローバル化の進展

情報通信や交通分野での技術革新により、人や情報、文化等は国や地域を越えて自由に行き来し、生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困、紛争、環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

このような社会を生き抜く子ども達に、他者と協働し、感性や創造性を発揮しつつ、新しい価値を創造する力を育成することが一層重要になります。

## 教育の機会均等

所得格差をはじめとする家庭の社会経済的背景と子どもの学力には相関関係がみられており、家計所得が高いほど4年制大学への進学率も高くなっているなど、学校段階において影響を与えているとの報告があります。

全ての子ども達が、家庭の経済事情や国籍等に関わらず教育の機会が提供され、それぞれの夢や目標に向かって頑張ることができる社会を構築する必要があります。そのため経済的及び社会生活上の困難を抱える子どもへの理解と、それに基づく個別の支援が求められており、学校教育における学力保障・進路支援の充実と併せ、福祉機関等とのさらなる連携強化が求められています。

## 働き方改革の推進

社会全体で、働き方改革が進められており、学校においても喫緊の課題となっています。学校の働き方改革は、教員が授業や教育相談などの教育活動に専念できるよう、家庭・地域の理解・協力を得ながら、業務の役割分担・適正化を図るものです。

社会が急激に変化する中で、これからの子ども達に求められる資質・能力を踏まえた学習指導要領が告示されました。学校における働き方を見直す中で、教員の資質・能力を高め、教育の質の向上を図ることも求められています。



校区研修会

## (2) 教育に関する国・府の動向

### 第3期教育振興基本計画（国）について

『第3期教育振興基本計画』（平成30(2018)年度～令和4(2022)年度)は、前期計画で掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を継承し、以下の姿を目指しています。

#### 教育の目指すべき姿

- |    |  |
|----|--|
| 個人 | 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成      |
| 社会 | 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現<br>社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展 |

また、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」を最大化することを中心に据えて取り組むこととし、基本的な方針として次の5つを示しました。

#### 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

### 学習指導要領について

平成30(2018)年度に幼稚園教育要領、令和2(2020)年度に小学校学習指導要領、令和3(2021)年度に中学校学習指導要領が、それぞれ全面実施されました。

要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子ども達に育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されています。子ども達が、社会とのつながりの中で学び、自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことで、変化の激しい社会の中にあっても困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力を育むことができます。さらに、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫ができるよう、全ての教科の目標、内容について、①実際の社会や実生活で生きて働く「知識及び技能」、②未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、③学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理され、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、バランスよく育むことが求められています。



## 「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の議論

第10期中央教育審議会(平成31(2019)年4月17日諮問)において、①新時代に対応した義務教育の在り方、②増加する外国人児童生徒等への教育の在り方、③これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備などについて審議されています。

例えば、小学校高学年の児童の発達段階、教育内容の専門性の向上などを踏まえ、義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方や、多様な子ども達の個別最適化された学びの実現のために、教師を支援するツールとしてのICT環境や先端技術の効果的な活用などについて議論されています。

## 大阪府教育振興基本計画について

『大阪府教育振興基本計画』(平成25(2013)年度～令和4(2022)年度)は、3つの「めざす目標像」に向けた人づくりと3つの「教育振興の目標」を掲げています。

### めざす目標像

- ・自らの力や個性を発揮して夢や志を持ち、粘り強く果敢にチャレンジする人づくり
- ・大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり
- ・自他の生命を尊重し、違いを認め合いながら、自律して社会を支える人づくり

### 教育振興の目標

- ・すべての子どもの学びの支援
- ・教育の最前線である学校現場の活性化
- ・社会総がかりでの大阪の教育力の向上

府は前期事業計画における取組の成果を検証し、新たな教育課題や国の第3期教育振興基本計画を踏まえつつ、平成30(2018)年度からの5か年で実施すべき具体的な取組をまとめた後期事業計画を策定し、学校・家庭・地域の相互連携による大阪の教育力の向上に向けた取組を推進しています。



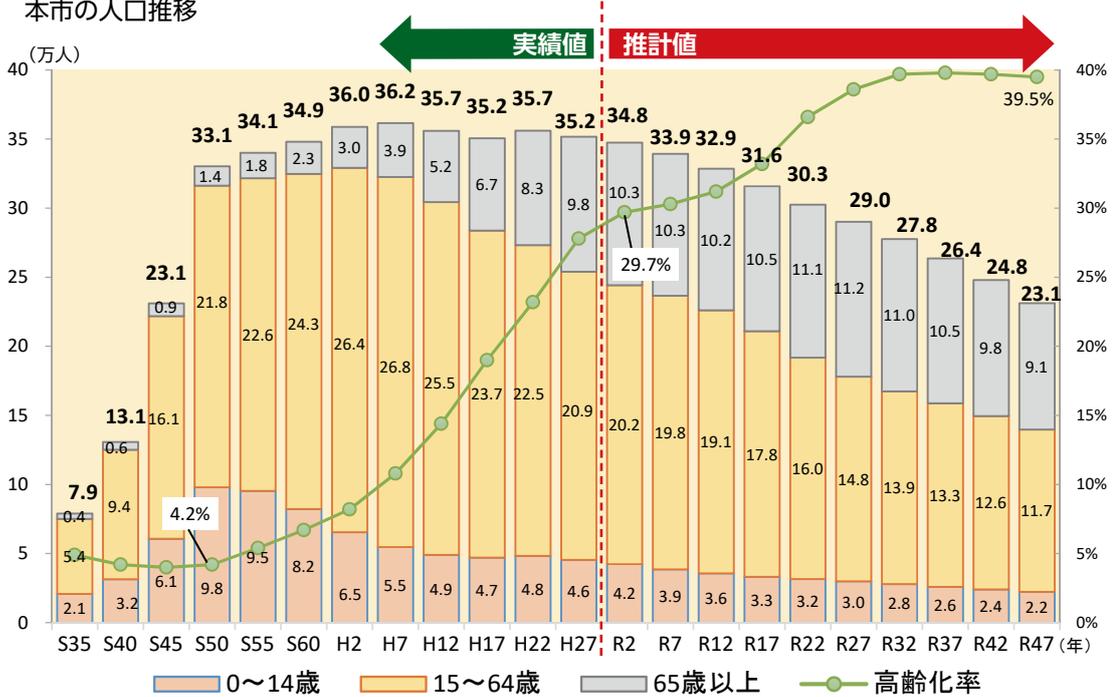
地域の方との協働

## 2 高槻の教育をめぐる現状

### (1) 本市の人口推移

本市における人口の状況は、平成7(1995)年の約36万人をピークに緩やかな減少傾向へと転じ、この傾向は今後も続くと予想されます(図1)。また20年後には65歳以上の高齢者人口が総人口の4割近くまで増加すると推計されており、国の人口動態と同様に、人口減少と少子高齢化の進行が予想されます。

■図1 本市の人口推移



出典:実績値は総務省「国勢調査」による。推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」を基に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が作成した「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等(令和元年6月版)」を用いて作成(社会動態はゼロと仮定して作成)。

### (2) 児童生徒数の推移

本市の小学校の児童数は、平成22(2010)年度の19,801人がピークとなり、その後は減少傾向にあります。中学校については、平成25(2013)年度の9,348人がピークとなり、その後は減少傾向にあります。一方で、支援学級に在籍している児童生徒数及びその割合は、小中学校ともに年々増加しており、今後も増加すると予想されます(図2)。

■図2 児童生徒数の推移(平成22年度~令和11年度末)

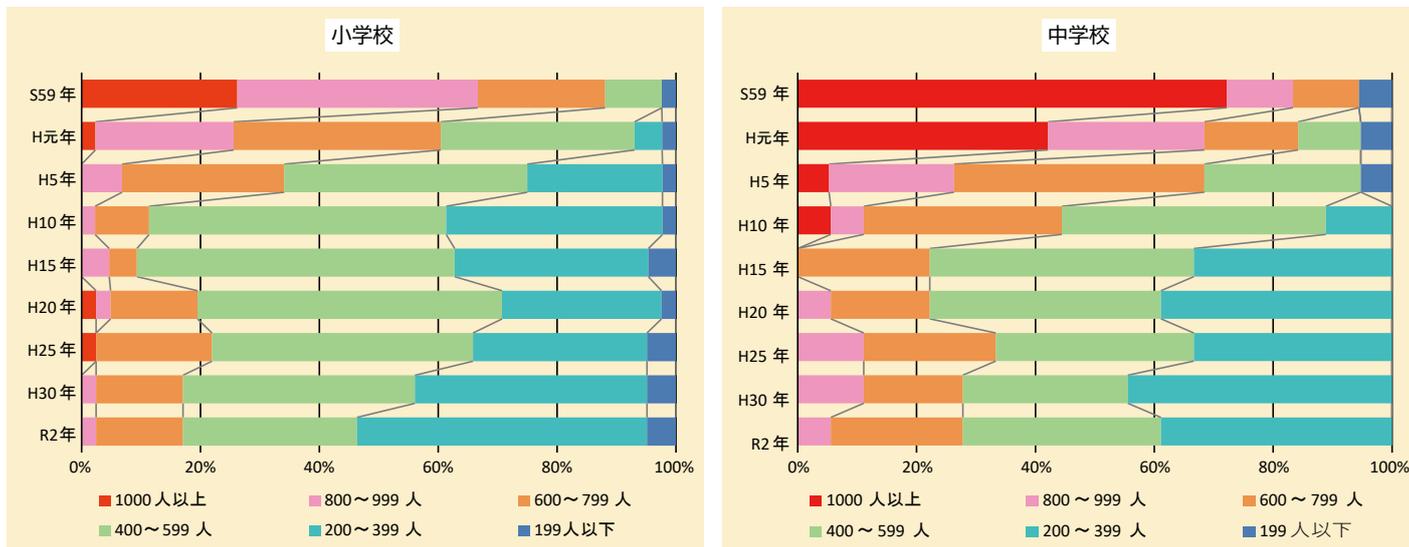


\*令和3年以降については、支援学級も含めた児童・生徒数として推測しています

### (3) 学校規模の推移

昭和59(1984)年度から令和2(2020)年度までの学校あたりの児童生徒数の推移(図3)をみると、全体的には小中学校ともに学校規模が縮小しています。しかし地域によっては、住宅の大規模な開発の影響等により児童生徒数が再び増加している学校もあります。

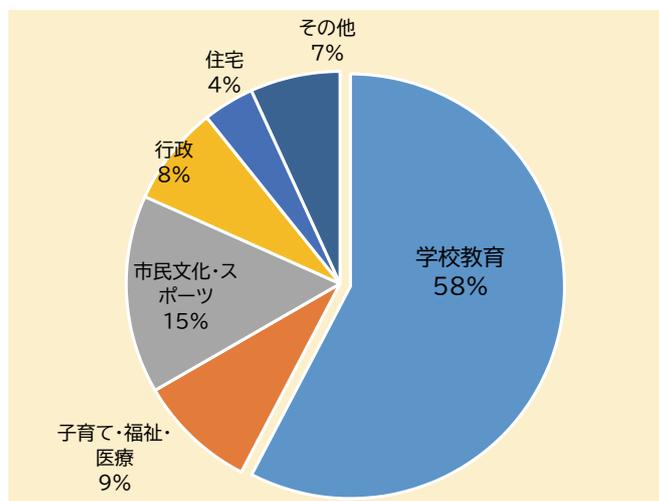
■図3 学校あたりの児童生徒数の推移



### (4) 本市の財政状況の見通し

人口減少と少子高齢化の進行に伴い、税収の増加は見込めない状況となっています。一方、歳出については、医療・介護などの社会保障関係費の増加や、人口急増期に整備された多くの公共施設の老朽化対策にかかる費用の増加が見込まれます。中でも老朽化対策が必要な公共施設のうち、約6割を学校施設が占めており(図4)、様々な財政需要の増加が予想される中、今後も厳しい財政状況が続く見込みです。

■図4 本市における公共建築物の施設用途別比率



(高槻市公共施設等総合管理計画より)

※端数処理を行っているため、合計額が一致しない場合があります

## (5) 家庭・地域・企業等との連携状況

昨今、家庭・地域・関係機関等との連携や協力のもと、社会全体で子どもを育てる体制づくりが行われています。学校では外部からの人材を活用し、様々な教育活動を展開しています。例えば「学援隊事業」では、ボランティアが図書活動や部活動など様々な分野で学校を支援しています(表1)。

また、地域の方々をはじめとした学習支援アドバイザーによる学習支援を行う「再チャレンジ教室事業」や、企業と連携して中学生の家庭学習の支援を行う「中学校家庭学習支援事業」(平成27(2015)年度から平成30(2018)年度までは「土曜学習支援事業」)を実施してきました。

「地域と連携した特色ある学校づくり推進事業」では、地域や保護者の意見を聞きながら、学校の実態や課題に応じて計画を立て、中学校区で特色ある教育活動を展開してきました。

■表1 学援隊登録者の活動状況

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
活用件数	16,584件	16,259件	16,683件	13,439件	14,117件	
内 訳	小・クラブ活動	16.2%	16.4%	18.9%	16.4%	14.4%
	中・部活動	14.1%	9.7%	13.9%	12.0%	11.3%
	各教科等	13.8%	16.2%	14.2%	15.7%	23.3%
	図書活動	41.4%	38.9%	34.2%	40.6%	40.3%
	水泳・安全	0.4%	0.6%	0.7%	0.3%	0.6%
	校内環境整備	8.3%	9.6%	8.6%	9.1%	8.5%
	校外活動	0.2%	0.2%	0.4%	0.2%	0.4%
	その他	5.6%	8.4%	9.1%	5.7%	1.2%

## (6) 教育環境の整備

本市では、児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、小学校への警備員の配置や校舎へのエレベーター設置、校舎・体育館の耐震化など、様々な取組により学校環境の整備を進めています。また、教員と児童生徒が使用するタブレットパソコンなど、ICT環境についても整備を行い、児童生徒の情報活用能力の育成やICT機器を活用した授業改善を進めています。



1人1台のタブレット端末を活用した授業

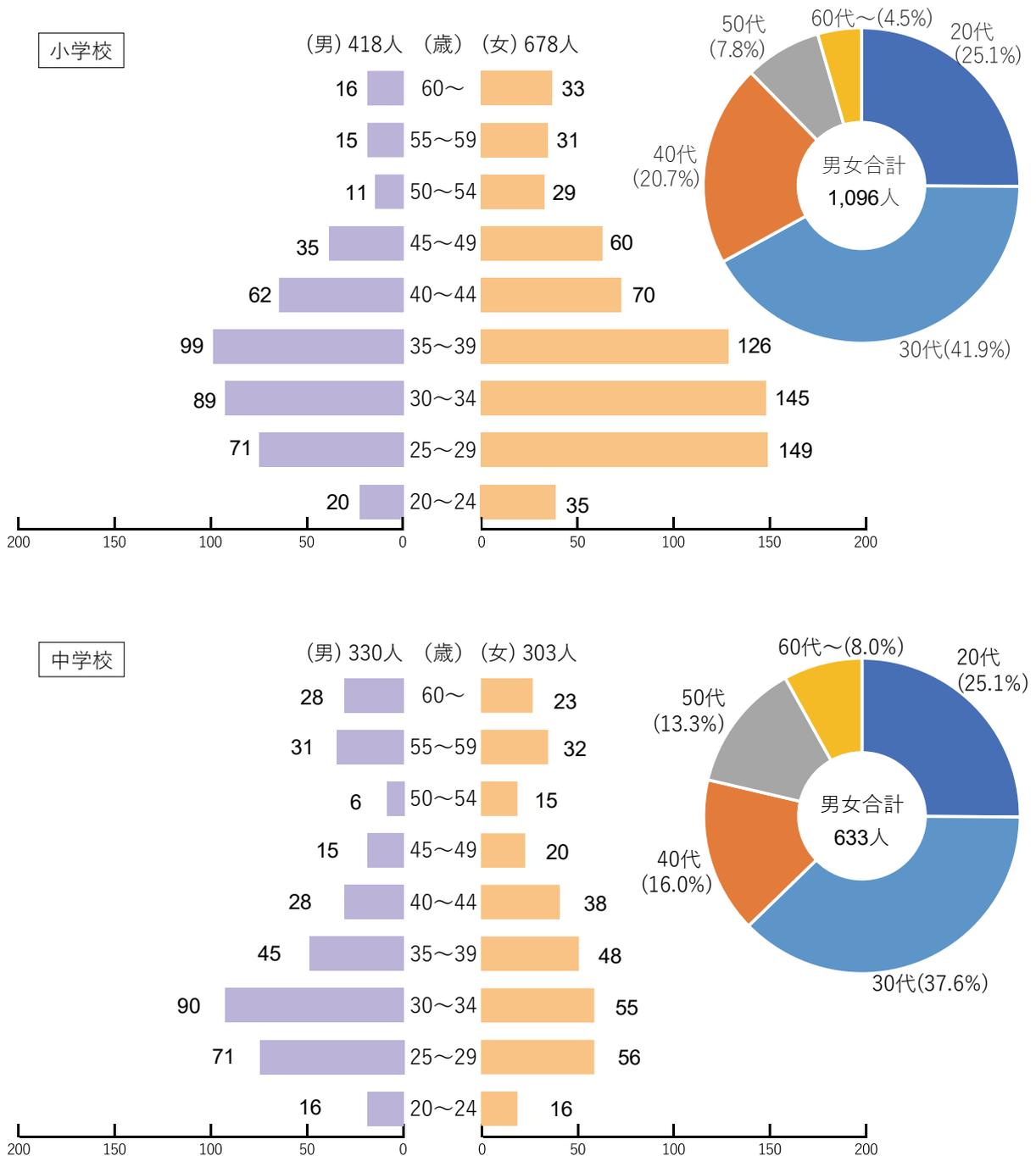


校舎の耐震化

### (7) 教員の年齢構成の状況

本市の教員の年齢構成は、30代前半が最も多く、最も少ない50代前半に対して、小学校は約5.9倍、中学校で約6.9倍の人数となっています(図5)。今後、安定的な学校運営を維持していくためには、バランスのよい年齢構成を目指すとともに、教員としての使命感や責任感、職能に応じた専門的知識・実践的指導力等に加え、キャリアステージに応じた資質・能力を高めていくことが求められます。

■図5 教員の年齢・性別構成 (令和2年度)



※教員数は、5月1日現在の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、養護助教諭、再任用教諭が対象で、年齢は令和2年4月1日現在の満年齢

# 第3章 第1期計画の振り返り

## 1 子どもの社会参画力を育む13の基本施策

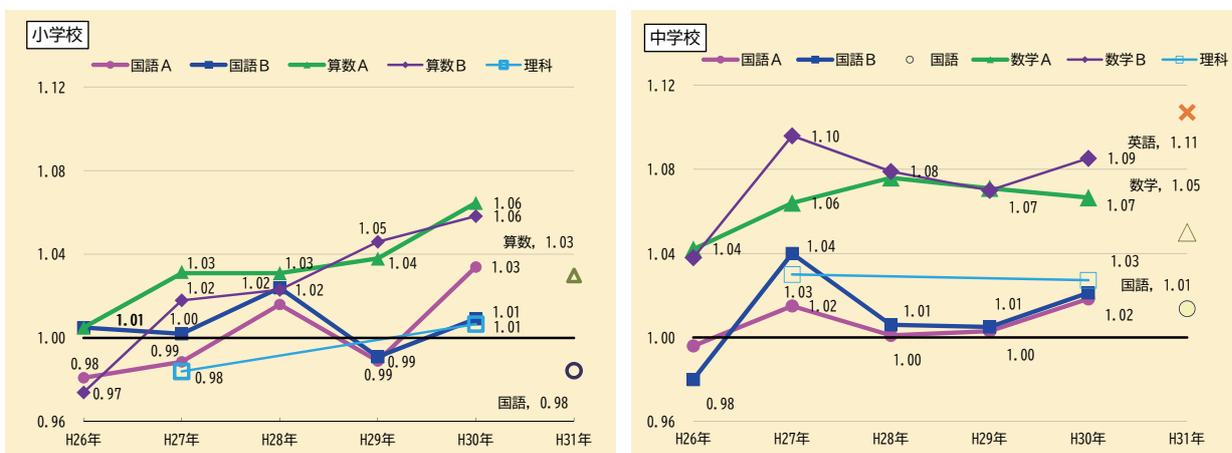
第1期計画では、子どもの社会参画力を育む13の基本施策を展開してきました。この間、児童生徒の全国学力・学習状況調査の結果については上昇傾向にあり、さらに豊かな人間性に関しても、成果が見られています。これは、「小学校全学年における35人学級編制」、「中学校家庭学習支援事業」等の教育施策推進の成果であると捉えています。特に平成28(2016)年度より全中学校区で実施した連携型小中一貫教育では、校区の目指す子ども像の実現に向けて、合同研究会、相互乗り入れ授業等、小小間や小中間の教職員の連携が深まり、校区としての教育活動が充実したことは、大きな成果と捉えています。

一方で、国でも指摘されているとおり、社会経済的背景による学力の格差や、いじめ・不登校数の増加などの様々な課題があります。

### 目標1-1 確かな学力の育成

図6の学力については、全国学力・学習状況調査の結果から、全体的には上昇傾向となっていますが、文章を的確に理解し、自分の考えを表現すること等に課題があり、学習指導を充実させる必要があります。

■図6 「学力調査の結果（経年比較）全国を1とした場合」の本市の結果

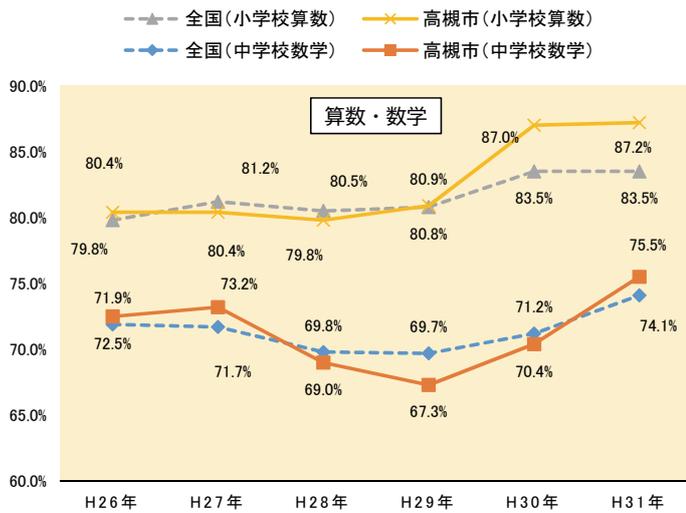


(全国学力・学習状況調査より)

図7・8の全国学力・学習状況調査の質問紙調査における「授業がよくわかりますか」の質問では、肯定的に回答をした児童生徒の割合は、国語では小中学校ともに増加傾向にあるものの、全国平均より低くなっています。算数(小学校)・数学(中学校)では、直近2か年において全国平均か、それより上回る状況となっており、改善傾向が見られます。

しかし、数学についてみると、平成29(2017)年度は67.3%の中学校生徒が、平成31(2019)年度は75.5%の中学校生徒が「授業がわかる」と答えている一方で、「授業がよくわからない」と感じている児童生徒が、一定割合存在していることを示しています。このことから、より一層の授業力の向上が求められています。

■図7 「算数・数学の授業の内容がよくわかりますか」に肯定的（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）に答えた割合



■図8 「国語の授業の内容がよくわかりますか」に肯定的（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）に答えた割合

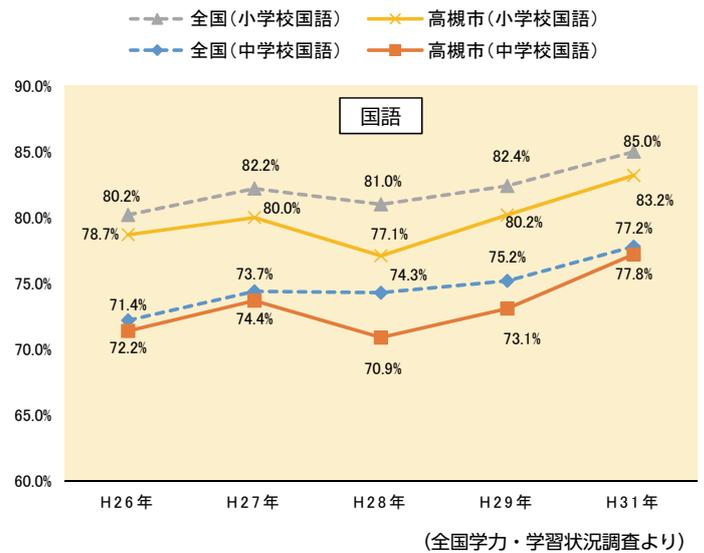


図9は、全国学力・学習状況調査の質問紙調査における「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると思いますか」の質問に対し、肯定的に答えた児童生徒の割合を示したものです。

平成26(2014)年度においては、小中学校ともに55%前後となっています。小学校はその後もほぼ同じ割合で推移していますが、中学校は5年間で約10%上昇しており、一定の改善がみられます。特に小学校5年から中学校1年の中期において、総合的な学習の時間の探究活動を充実させ、授業の改善を進めていく必要があります。

■図9 総合的な学習の時間における取組について、肯定的（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）と答えた児童生徒の割合

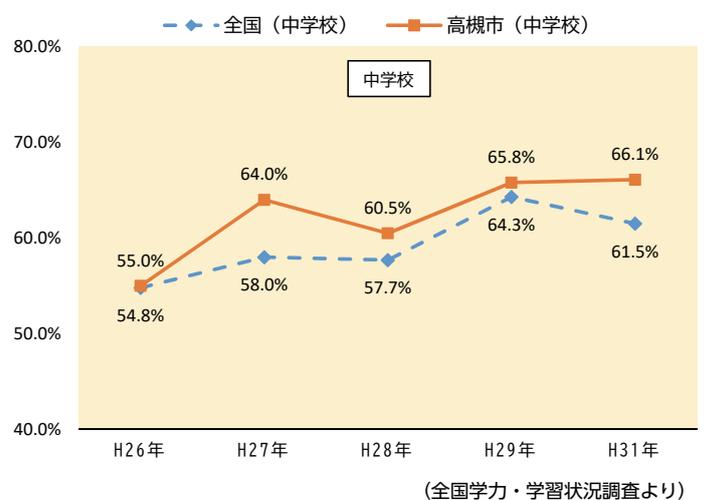
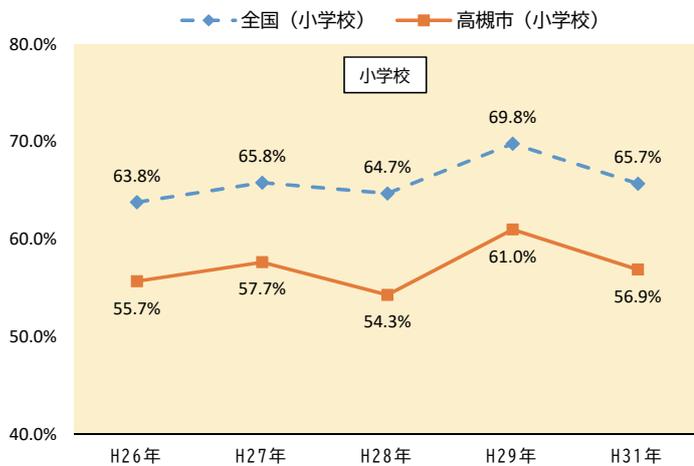
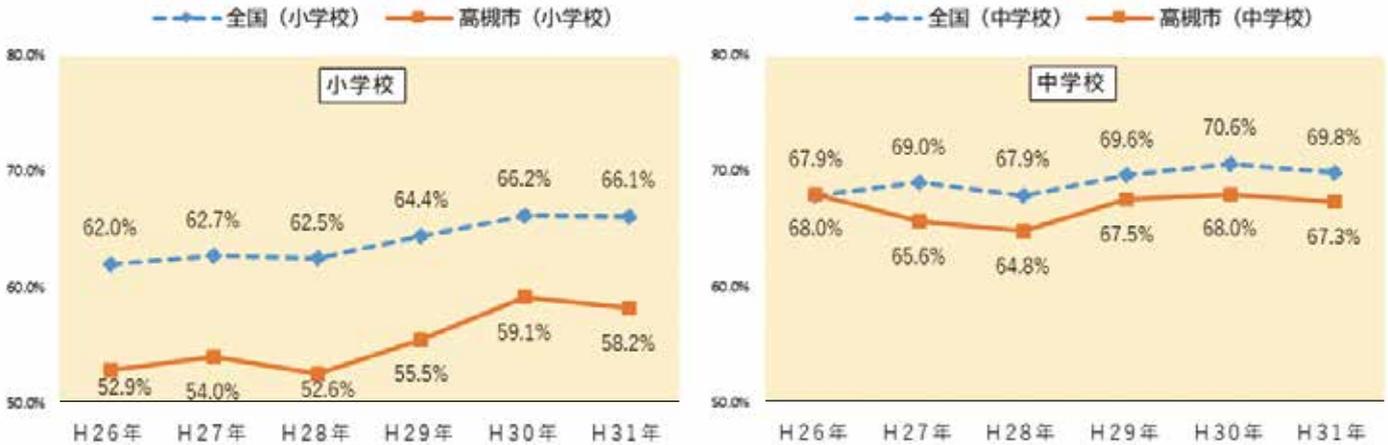


図10の家庭での学習状況では、全国学力・学習状況調査の質問紙調査における「学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)1日当たり1時間以上勉強すると回答した割合」の経年変化をみると、小中学校ともに上昇傾向にあるものの、全国平均を依然下回っている状況です。さらなる学習習慣の定着や自学自習力の向上を図る必要があります。

■図10 「学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)1日当たり1時間以上勉強すると回答した割合」の経年変化



(全国学力・学習状況調査より)



国語科の授業



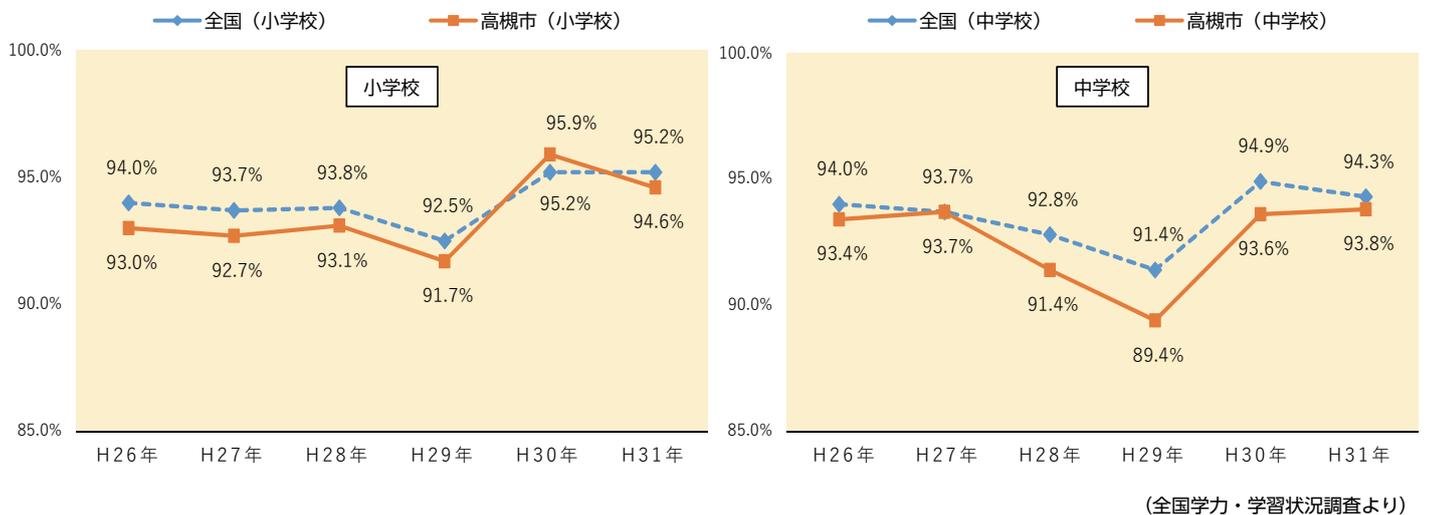
社会科の授業

### 目標1-2 豊かな人間性の育成

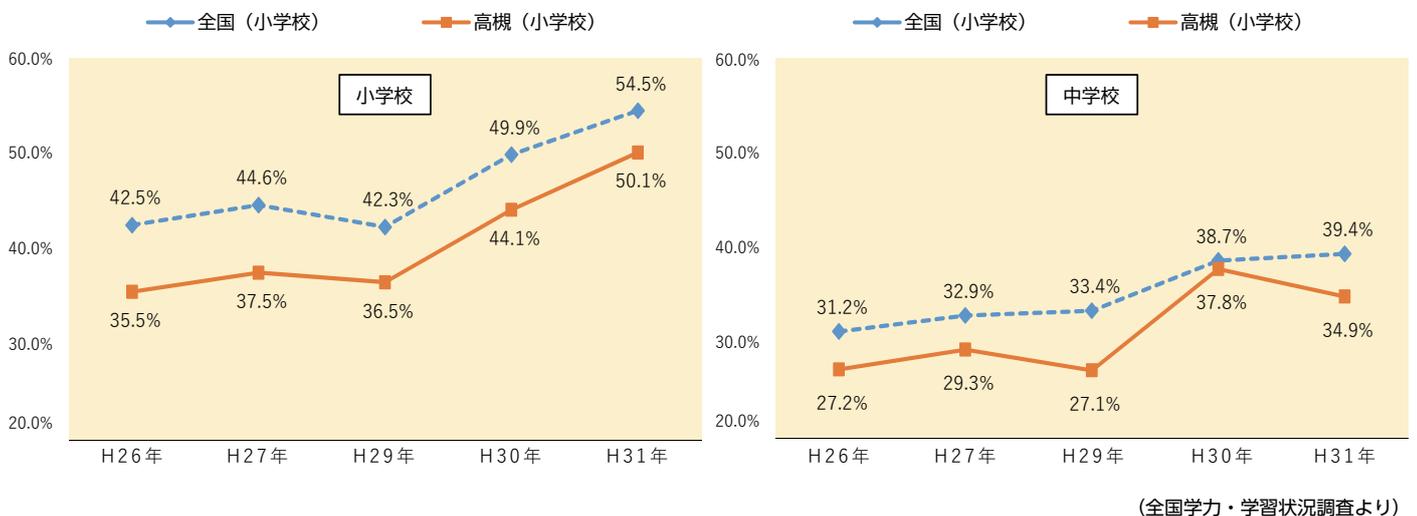
全国学力・学習状況調査の質問紙調査より、図11の「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の質問に対して肯定的に答えた割合は、全ての年度において9割を超えています。また図12の「社会や地域をよくするために何をすべきか考えることがありますか」という質問に対して肯定的に答えた割合は、上昇傾向にあります。学習の取組や人とのつながり、地域・社会との関わりを意識し、関わろうとする子どもの姿がみられるものの、2項目とも全国平均を下回っている状況です。

豊かな人生の実現や、よりよい社会を形成するためには、社会参画力の育成に向けた取組をさらに充実させる必要があります。

■ 図 11 「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問に肯定的（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）に答えた割合



■ 図 12 「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか」という質問に肯定的（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）に答えた割合

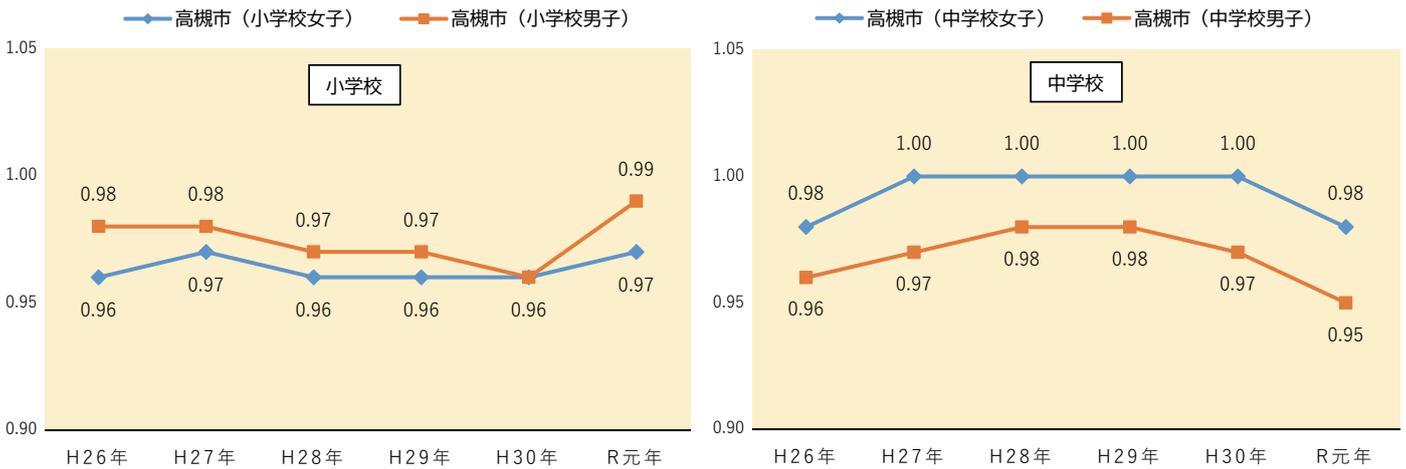


### 目標1-3 健やかな心身の育成

体力については、図13・14の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、体力合計点が全国平均を下回っていることや、運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向(特に中学校の女子)が見られ、本市の児童生徒の体力向上へのさらなる取組が必要です。また、小中学校ともに1週間の総運動時間が5時間未満の児童生徒の割合が、全国よりも高い傾向があり(図14)、運動量の確保についても課題があります。

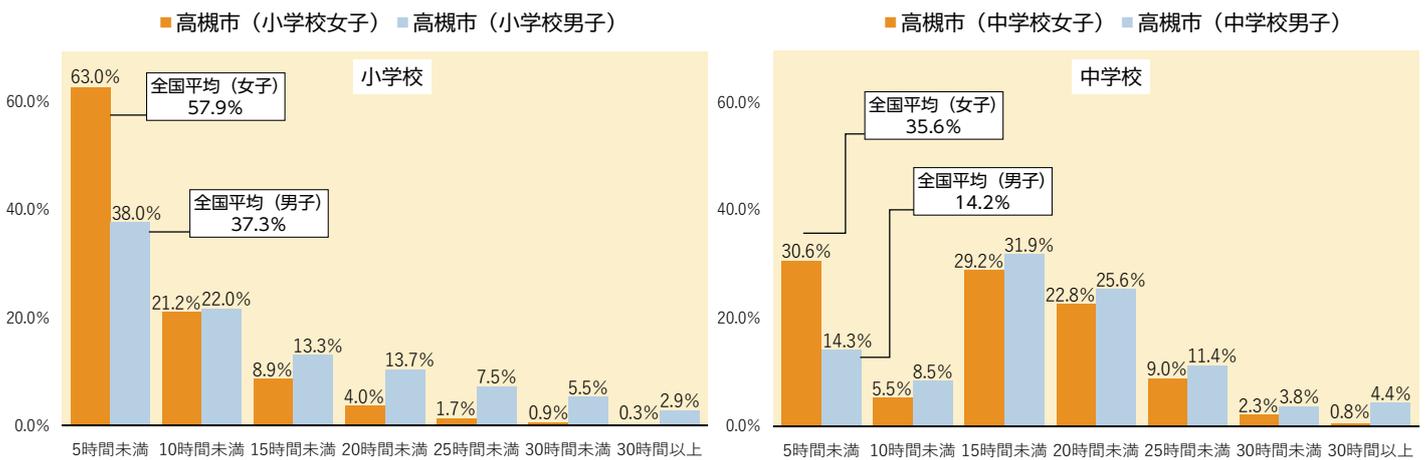
■図13 体力合計点の推移

※全国を1とした場合



(全国体力・運動能力、運動習慣等調査より)

■図14 1週間の総運動時間の状況 (令和元年度)



(令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査より)

## 2 子どもを取り巻く教育力を高める14の基本施策

「学校」は、子どもの個性を伸ばし可能性を広げ、社会に参画する力の育成を目指す教育活動の中心の場です。「家庭」は教育の原点であり、生きる力の基礎を培う場です。そして「地域」は子どもにとっては学校で学んだことを実生活で生かす場です。

第1期計画においては、子どもを取り巻く教育力を高める14の基本施策を展開してきました。

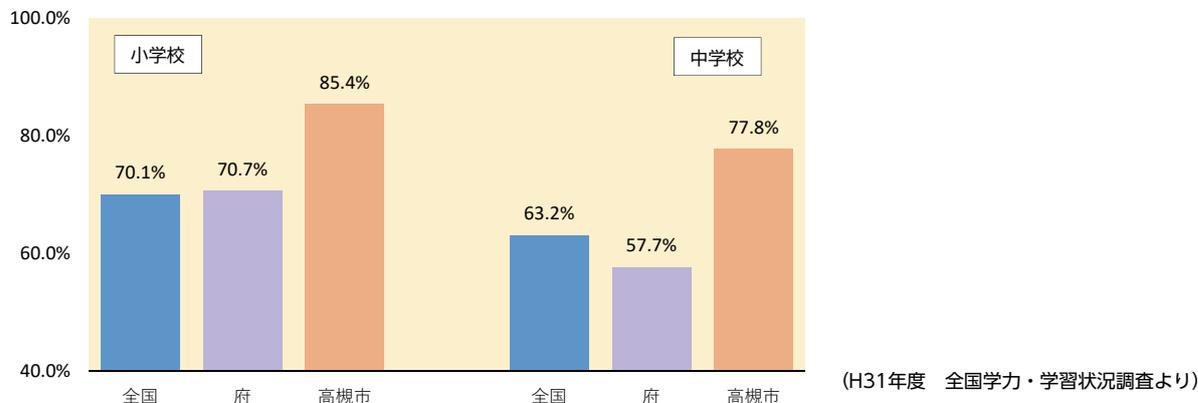
### 目標2-1 学校力の向上

全18中学校区で連携型小中一貫教育を実施しました。中学校区で設定した「めざす子ども像」の実現に向けて、小中学校が互いの「教育内容」や「指導方法」を共有し、義務教育9年間の一貫した学習指導に取り組みました。

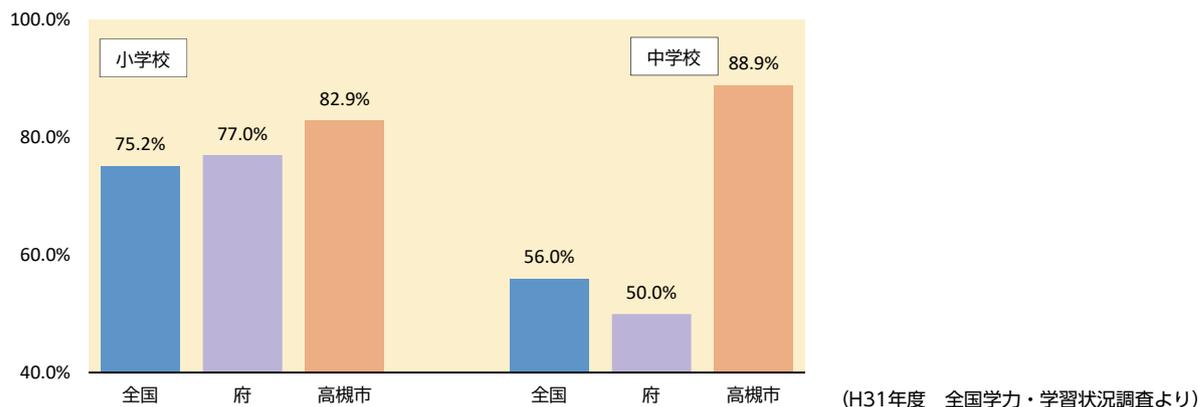
子ども達に必要な資質・能力を身に付けさせるため、校長のリーダーシップのもと、教育課程、日々の教育活動、学校の資源が一体的になるようカリキュラム・マネジメントを行いました(図15・図16)。

また教職員や学校内の様々な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮できるように努めるとともに、「地域と連携した特色ある学校づくり推進事業」や「学援隊事業」などを通して、地域の人材を活用し、特色のある学校づくりを進めてきました。

■図 15 「校長のリーダーシップのもと、研修リーダー等を校内に設け、校内研修の実施計画を整備するなど、組織的、継続的な研修を行っていますか」に「よくしている」と回答した学校の割合 (H31年度)



■図 16 「授業研究や事例研究など、実践的な研修を行っていますか」に「よくしている」と回答した学校の割合 (H31年度)



学校施設については、平成27(2015)年度に耐震化を完了したほか、不審者侵入防止策として全小学校への警備員の配置などに取り組みました。

幼稚園教育等の充実においては、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るとともに、子育ての拠点として地域の幼児教育センターとしての役割を果たしました。

## 目標2-2 家庭力の向上

家庭の教育力向上のため、保護者や地域住民を対象とする各種講座・研修会の開催や、PTA主催の家庭教育学習会の運営の支援に取り組むとともに、PTAを対象とした研修会を通じ、PTA活動のリーダー育成の機会を提供しました。また、市PTA協議会と協働して通学路の安全点検を行うなど、安全・安心な学校生活のための取組を実施しました。今後も、時代や環境の変化に伴う市民ニーズや社会的課題をPTAと共有し、改善に向けた取組を進めていく必要があります。

## 目標2-3 地域力の向上

「地域の子どもは地域で育てる」という意識を高めるために、地域教育協議会など市民や地域団体が連携、協働する教育ネットワークを充実させ、世代間交流など多様な体験ができる放課後子ども教室等を開催しました(図17・図18)。放課後子ども教室の延べ参加者数は年々増加していますが、今後の少子高齢化の進展等を見据え、さらに地域と協働して課題解決力や教育力を高めていく仕組みづくりが必要です。

■図 17 地域教育協議会による地域活性化事業の延べ参加人数

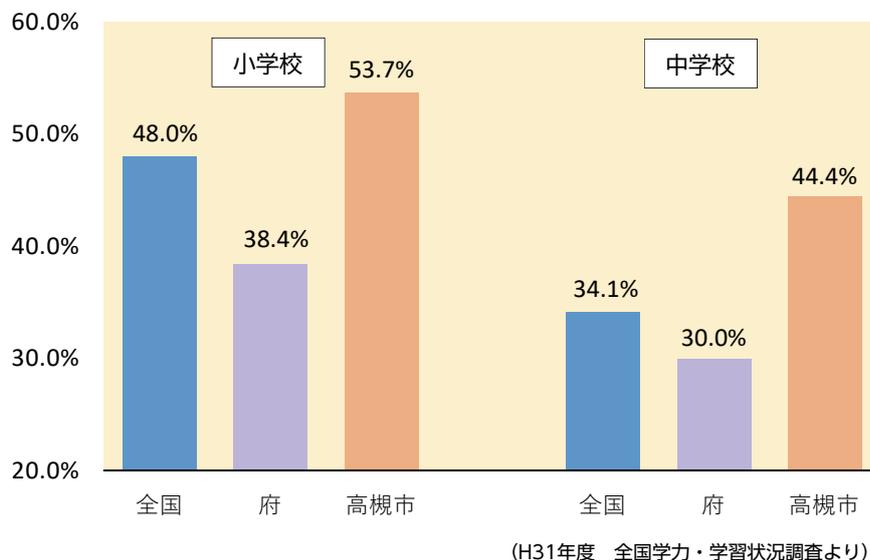


■図 18 放課後子ども教室の延べ参加人数



図19の全国学力・学習状況調査の質問紙調査で「保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか」という質問に、「そう思う」と答えた学校の割合は、小中学校ともに国や府を上回っており、保護者、地域の人との協働による取組の効果を学校が実感しています。

■図 19 「保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか」に「そう思う」と答えた学校の割合



また摂津峡青少年キャンプ場や青少年交流施設、自然博物館を活用し、青少年の自主的な活動・発表・活躍の場を提供することを通じて、社会参画への自信や意欲を向上させることができました。今後も、青少年に対して、自ら課題を発見し解決する力を育成していく必要があります。

公民館では、市民の学習ニーズを踏まえた講座の実施や幅広い年代に対し、学習機会の提供や自主的な学習活動を支援しました。

図書館では「まちごと子ども図書館事業」等を実施し、学校や公共施設等と連携を図りながら、子ども達が読書を楽しめる環境整備に努めました。

文化財の活用では、「いましろ大王の杜」を軸に「歴史のまち高槻」を積極的に発信するなど、豊かな歴史遺産を活かしたまちづくりに取り組みました。



市立図書館（ミュージズ子ども分室）

## 第4章 高槻のめざす教育

### 1 高槻のめざす教育

#### (1) めざす社会像の設定

本市の上位計画である第6次総合計画では、将来の都市像を設定し、その実現に向けたまちづくりの方向性を示しています。本計画においては、その将来の都市像と、その構成員となる人間像を、まとまりのある社会像として捉え、理想とする「めざす社会像」を設定しました。

#### (2) めざす子ども像の設定

本計画において、「めざす子ども像」は、「めざす社会像」の構成員として、急激に変化する時代の中で、学校教育がめざす子どもの姿を示すものです。さらにその「めざす子ども像」を実現するために、4つの「つけたい力」を設定しました。

#### (3) つけたい4つの力

「めざす子ども像」を実現するため、急激に変化する時代の中にあっても、他者と連携・協働し、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力、つまり「社会参画力」を子ども達が身に付けられるように、4つの「つけたい力」を設定しました。

学校教育分野を中心に捉えつつ、大人を対象とした施策が軸となる社会教育分野についても、家庭や地域を構成し、自らも地域づくりの主体となる大人を育む視点から、取組を掲げています。

高槻の教育がめざす社会像

**「多様な人々と協働しながら、一人一人が活躍し、  
安全で安心して豊かに暮らせる社会」**

高槻の教育がめざす子ども像

**「人や社会とつながり、学び続け、  
よりよい自分と社会を創る子ども」**

## つけたい4つの力

体

### たかめる力

- 健康で安全な生活を保持・増進しようとする力
- 運動を通じ、心身ともにたくましく生きる力
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ力

知

### かんがえる力

- 基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、これらを活用し課題を発見し、解決する力
- 習得した知識やこれまでの経験を活かし、つなげて考える力
- 自分を見つめ、主体的に学び続ける力

## 社会 参画力

### つながる力

- 自然や人、社会とつながり、目標を共有しながら豊かに生きる力
- 自分を大切にし、多様性を尊重し、協働して生きる力
  - 高槻に誇りを持ち、よりよい地域や社会、自分の将来を描く力

### きりひらく力

- 夢や志を持ち、困難にぶつかってもあきらめず、粘り強くやり抜く力
- グローバルな視野を持ち、新たな価値を創造しようとする力

徳

## 2 6つの目標と26の基本施策

めざす子ども像の実現に向けて、6つの目標と26の基本施策を設定しました。

### (1) 子どもの社会参画力を育む3つの目標と13の基本施策

子どもにつけたい力を「かんがえる力」、「つながる力」、「きりひらく力」「たかめる力」の4つに整理し、総合的に育成することが、「社会参画力」を育むことにつながります。

**目標1-1 確かな学力の育成**

**目標1-2 豊かな心の育成**

**目標1-3 健やかな体の育成**

### (2) 子どもを取り巻く教育力を高める3つの目標と13の基本施策

子どもの「社会参画力」を育むため、子どもを取り巻く教育力を高める3つの目標と13の基本施策を設定しました。

**目標2-1 学校力の向上：知・徳・体を育む学校の教育力の向上**

**目標2-2 家庭力の向上：望ましい生活習慣、規範意識や学習習慣等を育む  
家庭教育力の向上**

**目標2-3 地域力の向上：子どもが多様な人や社会と出会え、実践力を育む  
地域の教育力の向上**



対話のある授業



児童会の活動

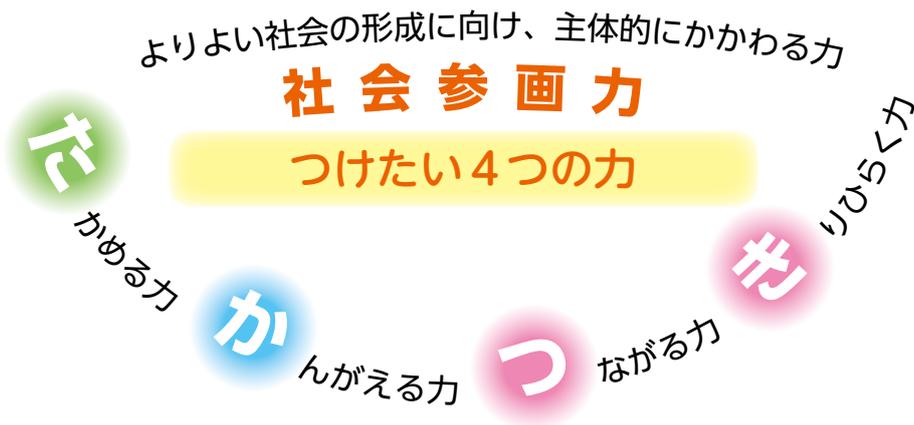
### 3 教育振興基本計画体系図

高槻の教育が  
めざす社会像

多様な人々と協働しながら、一人一人が活躍し、  
安全で安心して豊かに暮らせる社会

高槻の教育が  
めざす子ども像

人や社会とつながり、学び続け、  
よりよい自分と社会を創る子ども



#### 目標1-1 確かな学力の育成

- 1 9年間を見通した教育課程の編成と実施
- 2 きめ細かな学習指導の充実・推進
- 3 学び続ける力を育成するための学習指導の推進
- 4 一人一人に応じた教育・支援の推進
- 5 ICT機器を活用した教育の充実・推進
- 6 学校図書館を活用した学習活動の推進

#### 目標1-2 豊かな心の育成

- 7 道徳教育の推進
- 8 キャリア教育・シティズンシップ教育の推進
- 9 人権教育の推進
- 10 生徒指導の推進

#### 目標1-3 健やかな体の育成

- 11 安全教育の充実・推進
- 12 健康教育の充実・推進
- 13 運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進

#### 目標2-1 学校力の向上

- 1 安全・健康対策の充実・推進
- 2 学校の組織力の向上
- 3 教職員の資質・能力の向上
- 4 教育環境の整備
- 5 小中一貫教育の推進
- 6 「地域とともにある学校づくり」の充実・推進
- 7 幼児教育等の充実

#### 目標2-2 家庭力の向上

- 8 家庭教育の推進
- 9 PTAとの協働と活動支援
- 10 福祉機関等との連携

#### 目標2-3 地域力の向上

- 11 地域等との協働の推進
- 12 青少年健全育成の推進
- 13 公民館・図書館の充実

## 4 重点取組

複雑化、多様化する様々な教育課題、国の動向や本市の状況を踏まえ、この10年間で重点的に取り組むべき5つの項目を設定することにより、本市の教育施策の方向性を明確に打ち出すものです。

### (1) 安全・安心な学校づくり

平成30(2018)年6月18日に発生した大阪府北部地震では、本来、安全であるべき学校施設により、児童の尊い命が失われました。本市では、二度と同様の事故を起こしてはならないとの強い決意のもと、ブロック塀の撤去をはじめとする再発防止策を着実に推進してきました。

学校での安全対策は、平成5(1993)・6(1994)年に発生した学校プール事故を契機に指針を定め、以降は各地の様々な自然災害や危機事象を踏まえた対応・改善を図り、総合的な安全対策を講じてきました。そして、平成30(2018)年の地震事故を受け、指針を改定し「学校安全のめざすべき姿」を示すとともに、「安全教育」・「安全管理」・「組織活動」という学校の安全活動の具体的な在り方についての新たな手引を作成したほか、安全・安心な学校施設を維持するための今後の整備方針を定めるなど、学校安全の取組を着実に進めるための基盤づくりに力を注いできました。

近年は、事前の予測が難しい気象災害が増えているほか、子ども達が登下校中に事件・事故に巻き込まれる事案などが発生していることから、市民の安全・安心に対する意識は高まっています。

こうした状況のもと、子ども達が安全に安心して学校生活を営むことができるよう、学校・家庭・地域が一体となって、安全確保に向けた取組を組織的かつ継続的に推進していく必要があります。

### 今後の方針

教育関係者が一体となり、全力を挙げて学校安全の取組を推進することで、学校における安全教育のさらなる充実と登下校時を含む学校生活の安全確保に努めます。

学校安全に関する先進的な取組として「セーフティプロモーション」の考え方を取り入れながら、組織的・継続的に安全・安心な学校づくりを進めます。



安全教育の取組

## (2) 施設一体型小中一貫校の設置

平成22(2010)年度から中学校区を単位に、既存の校舎を活用した連携型(施設分離型)小中一貫教育に関する研究を進め、平成28(2016)年度から全中学校区で連携型小中一貫教育を実施してきました。

連携型小中一貫教育の実施により、学力向上、豊かな人間性の育成、地域との協働関係の強化等に、一定の成果がみられました。しかしながら、教職員の学校間の移動距離や打合せ時間の確保等、推進面での課題も見られるため、それらを解消するためには施設一体型小中一貫校の設置が有効です。

### 今後の方針

現在の連携型小中一貫教育の効果をさらに高めるため、施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組を進めるとともに、その成果を市内全域に普及させることで、教育の質の一層の向上を目指します。

## (3) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進

平成25(2013)年度から「地域と連携した特色ある学校づくり推進事業」を実施し、地域の人材をはじめとする教育資源の活用や、地域や保護者の意見を聞きながら教育活動を展開してきました。

学校が地域と連携することにより、子ども達は、地域の人々に支えられ学んでいくことで、地域への愛着や地域の担い手としての自覚等が生まれ、信頼できる大人との関わりにより、安心感や他人を思いやる心など、豊かな心の育成にもつながります。

### 今後の方針

学校と地域をつなぐ仕組みや様々な教育資源の活用について、各校区の持ち味を生かしたよりよい関係を構築していくため、コミュニティ・スクールの導入に向けた検討を進めます。学校と地域が連携することにより、地域の教育力の一層の向上に努めます。



児童生徒の交流

#### (4) ICT機器を活用した教育の充実

ICT機器を活用した教育の充実に向け、全教員にタブレットパソコンを整備したほか、小学校にはモニターテレビ、中学校には電子黒板機能付きプロジェクターの設置などの環境整備に取り組み、児童生徒の情報活用能力の育成を目指し、ICT機器を活用した授業改善などを進めてきました。

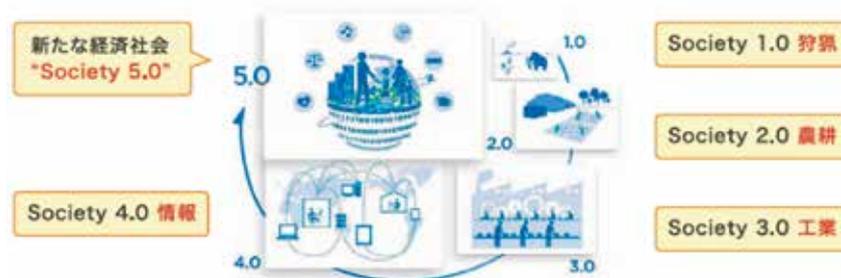
情報化社会のさらなる進展に伴い、国からは、新たな社会(Society 5.0)の実現を目指すことが提唱される中、児童生徒1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワーク環境整備を一体的に行うGIGAスクール構想の実現に向けた取組を進め、より質の高い学びを目指すことが求められています。

#### 今後の方針

これからの時代に求められるより質の高い教育を目指してICT機器を効果的に活用し、児童生徒が社会を生き抜く力を一層育む教育を推進します。

#### ～超スマート社会 (Society 5.0) 時代の到来～

「Society 5.0」とは、①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会を指すもので、生産・流通・販売、交通、健康・医療、金融、公共サービス等の幅広い産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化などを伴います。



内閣府ホームページ及び第3期教育振興基本計画（国）パンフレットより抜粋

#### (5) 教職員の資質・能力の向上

教職員として必要な使命感や責任感、職能に応じた専門的知識・実践的指導力等に加え、キャリアステージに応じた資質・能力を高めるため、教職員研修の充実などを進めてきました。

子ども達一人一人の力を最大限伸ばすためには、教職員が心身ともに健康を維持し、使命感や責任感を持って教育に携わることが重要です。「働き方改革」を進めながら、校内外で教職員が学び続けることができる環境を整え、引き続き、教職員に求められる資質・能力の向上を図ることが必要です。

#### 今後の方針

子ども達の社会参画力を育むことを目指し、教育に携わる教職員自身が自ら学び続け、人や社会とつながり、自らの資質・能力の向上を図ることができるよう取組を進めます。

# 第5章 子どもの社会参画力を育む13の基本施策

## 目標 1 - 1 確かな学力の育成

子ども達が、自分の力や可能性を最大限に伸ばして、未来の社会を担う市民として成長していくためには、何を理解し、何ができるのかといった「知識や技能」の質を高め、それらを活用してこれまで経験したことがない未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」を育成することや、学んだことを人生や社会に生かし、生涯にわたって能動的に「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが必要です。

このような学力をつけるために、「自分の将来や社会とのつながりを実感しながら学ぶ」「周りの人との対話や協働を通じて新しい答えを生み出す」「新たに得た知識をそれまで得てきた知識や経験と結び付ける」「こつこつと忍耐強く学び続ける」といった学習に取り組みます。

### 【基本施策】

- (1) 9年間を見通した教育課程の編成と実施
- (2) きめ細かな学習指導の充実・推進
- (3) 学び続ける力を育成するための学習指導の推進
- (4) 一人一人に応じた教育・支援の推進
- (5) ICT機器を活用した教育の充実・推進
- (6) 学校図書館を活用した学習活動の推進

### (1) 9年間を見通した教育課程の編成と実施

グローバル化が進展する中、社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、義務教育9年間を見通した教育課程を編成します。必要な学習内容をどのように学び、どのような子どもを育てるのかといった目標を保護者や地域と共有し、連携と協働によりその実現を図っていくことを目指します。

### 【主な取組】

- ◆ 小中学校が連携して、9年間の学年の区分を「小学校1年～4年」「小学校5年～中学校1年」「中学校2・3年」の3つのステージに分けた教育課程を編成します。児童生徒の発達段階に合わせた指導により、義務教育段階で育成すべき資質・能力を確実に育成します。とりわけ小中学校の接続期である「小学校5年～中学校1年」については、小中学校の学習指導のそれぞれの特長を生かしながら、指導の充実を図ります。
- ◆ 学習指導要領に示されている各教科等の内容が確実に指導されるよう指導計画を作成します。
- ◆ 学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を向上させ、社会で出会う新たな課題に対応するための資質・能力を育成するために、学年間や、教科間の学習内容のつながりを意識した教育課程を編成します。
- ◆ 教育課程の編成にあたっては、各種調査等の結果を活用するなどして、地域や学校、児童生徒の実態を把握するとともに、実施状況を評価して改善を図ります。
- ◆ 教育課程の実施にあたっては、地域等の人的又は物的な資源を効果的に組み合わせて活用し、教育活動の質の向上を図ります。

- ◆ 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達段階に応じた学級担任制の在り方を整理しつつ、特に小学校高学年における教科担任制の導入についての検討を進めます。
- ◆ グローバル社会を生き抜くために必要なコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、英語教育に取り組み、児童生徒の英語力の向上を図ります。

## (2) きめ細かな学習指導の充実・推進

学習したことを活用したり、課題の解決に向けて探究したりする中で、深い理解を伴う「知識」や熟達した「技能」の習得と、それらを活用して課題を解決するための「思考力、判断力、表現力等」の育成を図ります。

### 【主な取組】

- ◆ 小中学校35人学級編制を含め多様な指導体制の効果的な活用により、全ての児童生徒にとって「わかる・できる」授業を目指します。
- ◆ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら学びの質を高める「主体的・対話的で深い学び」のある授業づくりを推進します。
- ◆ ICT機器の効果的な活用を研究し、児童生徒一人一人の多様なニーズに対応する学習指導や、課題探究学習等を推進します。
- ◆ 学習指導に係るPDCAサイクルを機能させるため、学習に入る前に行う評価（診断的な評価）、学習の過程で行う評価（形成的な評価）や学習結果の評価（総括的な評価）を丁寧に行い、その評価の結果をもとに、指導内容や指導方法の改善につなげます。

## (3) 学び続ける力を育成するための学習指導の推進

現代社会の課題を児童生徒が自らの問題として捉え、よりよい社会の実現に向けて、他者と協力しながら行動し、将来にわたって学び続ける力の育成に取り組みます。また、家庭、地域、企業等と連携し、学習の機会を授業以外でも充実させることで、自学自習力を育成します。

### 【主な取組】

- ◆ 「総合的な学習の時間」における探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことを通じて、各教科等での学習内容と関連付けながら、問題を発見し、解決していく資質・能力を育成します。
- ◆ 児童生徒に目標をもって学ばせ、どのような力が身に付いたかなどを振り返らせることで、児童生徒の次への学びとつなげます。また、集中して粘り強く学びに向かう力を授業の中で育みます。
- ◆ 児童生徒が学ぶ意義を感じられるように、全ての教科等で、実生活や実社会と関連づけ、自分の将来とのつながりを考えて学習するなどキャリア教育の視点を取り入れた学習の工夫をします。
- ◆ 地域や企業等と連携しながら、放課後や休業日等を利用し、全ての児童生徒に学習できる場を提供します。

#### (4) 一人一人に応じた教育・支援の推進

多様な教育的ニーズが求められている中、一人一人の実態に応じた教育・支援の充実を図ります。

##### 【主な取組】

- ◆ 一人一人の障がいの状況にあった支援を行うために、障がい特性に基づいた指導の在り方について理解を深めます。
- ◆ 障がいによる生活上・学習上の困難さを改善・克服するため、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、きめ細かな指導や支援を組織的・継続的・計画的に行うとともに、自立活動の指導の充実を図ります。
- ◆ 通常の学級に在籍する児童生徒が抱える生活上・学習上の困難さを改善・克服するため、通級による指導の充実を図ります。
- ◆ 学校における医療的ケア体制の整備に努めます。
- ◆ 日本語指導の必要な児童生徒について、「特別の教育課程」を編成するとともに、日本語指導協力者の派遣による日本語指導を実施します。

#### (5) ICT機器を活用した教育の充実・推進

児童生徒1人1台端末をはじめとするICT機器を効果的に活用し、児童生徒が社会を生き抜く力を育む教育を推進します。

##### 【主な取組】

- ◆ ICT機器を活用し、多様な人や知識とつながる豊かな学びを実現する授業づくりを進め、新しい時代に即した情報活用能力を育成します。
- ◆ これまでの教育実践とICT環境を活用した取組のそれぞれの良さをかけ合わせた質の高い授業づくりを進めます。
- ◆ 児童生徒1人1台端末を効果的に活用するため、教員のさらなる指導力の向上を目指した研究及び研修の充実を図ります。
- ◆ ICT環境等を活用し、授業と家庭学習を結び付けた学習を支援することで、確かな学力の育成につなげます。
- ◆ 災害や感染症の発生による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICT機器の活用等により学びを保障できるよう取り組みます。

#### (6) 学校図書館を活用した学習活動の推進

児童生徒が語彙力を培い、感性を磨き、将来にわたって豊かな読書習慣を身に付けるとともに、表現力・創造力・情報活用能力を育成するため、読書センター・メディアセンターとしての学校図書館の計画的な利用や主体的に学ぶ活動を推進します。

##### 【主な取組】

- ◆ 読書好きな児童生徒を増やし、確かな学力、豊かな心を育みます。
- ◆ 各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、言語活動や探究活動の場とすることで、児童生徒の主体的な学習を支え、言語能力や情報活用能力等を学校全体として計画的かつ体系的に育みます。
- ◆ 校長のリーダーシップのもと、学校図書館が読書センター・メディアセンター等の機能を発揮できるよう、司書教諭や学校司書が互いに連携・協力し、組織的に運営できるよう支援します。

## 目標1-2 豊かな心の育成

安全で安心して豊かに暮らせる社会とは、多様な人々が互いの人格を尊重し支え合いながら生きることができる社会であり、また、自らの役割と責任を果たし皆が生き生きと活躍することができる社会です。子ども達には、このような社会の実現に貢献しようとする態度を育む必要があります。

そのために、様々な人の生き方や多様な考え方等に触れる豊かな体験活動を通して、子ども達が、人の役に立つことや社会に貢献することに喜びを感じ、規範意識をはじめとした非認知能力、人間関係を築く力、自他の生命の尊重、互いの人権を守ることや公共の福祉に配慮することの大切さ等について考える教育を推進します。

### 【基本施策】

- (7) 道德教育の推進
- (8) キャリア教育・シティズンシップ教育の推進
- (9) 人権教育の推進
- (10) 生徒指導の推進

### (7) 道德教育の推進

自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。

#### 【主な取組】

- ◆ 道德教育は児童生徒の道徳性を養うため、道德科の授業を要として、学校の教育活動全体を通して行います。
- ◆ 児童生徒の実態や家庭、地域の状況を踏まえ、中学校区で9年間の系統性のある全体計画及び年間指導計画を作成し、校区の重点目標を明確にして教育活動を推進します。
- ◆ 道德教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図り、答えが一つではない問題に児童生徒が自分自身の課題として向き合い、考え、議論する授業づくりを推進します。
- ◆ 家庭や地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で児童生徒の豊かな心を育む道德教育を推進します。

### (8) キャリア教育・シティズンシップ教育の推進

社会的・職業的な自立を目指すキャリア教育や、社会の一員として役割を果たすためのシティズンシップ教育を組織的・系統的に進めます。また、自分が生活する「地域社会や高槻のまち」に関心と愛着を持ち、社会の一員としての自覚を育む教育を推進します。

#### 【主な取組】

- ◆ 地域や企業等との連携により教材や取組を開発し、児童生徒が学ぶことや働く尊さを理解し、自己の将来を力強く切り拓いていこうとする意欲や社会に貢献しようとする態度を育てます。
- ◆ キャリア教育の実施にあたっては、幼児期から高等学校までの連続性も踏まえ、教育活動全体を通じて、系統的に社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成し、主体的な生き方、進路選択を支援します。

- ◆ 社会の仕組みを理解し、公共の福祉に配慮できる成熟した社会人としての資質・能力を育成します。
- ◆ 自分の地域や高槻に誇りが持てるように、様々な芸術、歴史、地域の人材、伝統や文化等に触れる学習を充実します。
- ◆ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）と関連した教育活動を推進します。

### (9) 人権教育の推進

女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がいのある人の人権、同和問題、外国人市民の人権、多様な性の在り方など、あらゆる人権課題の解決に向けて適切な教育と啓発を行います。また人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、自他の人権を守ろうとする意識、態度、実践的な行動力を育てるための人権教育を推進します。

#### 【主な取組】

- ◆ 効果的な指導方法の研究を推進し、児童生徒に豊かな人権感覚と人権意識を育みます。
- ◆ 児童生徒の実態に応じた人権教育の全体計画を作成し、計画的かつ系統的に人権教育を推進します。
- ◆ 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進するとともに、自他の人権を守るための実践力を育む障がい理解教育を推進します。
- ◆ 各教科等において、多文化共生についての学習に取り組みます。

### (10) 生徒指導の推進

児童生徒の健全な成長を促し、自己指導能力の育成を目指すとともに、誰もが安心できる学校を実現するため、いじめ・不登校等の生徒指導上の課題についての未然防止、早期発見・早期対応等の対策や支援の充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆ 児童生徒の自己指導能力の育成を目指し、自己決定、自己存在、共感的な関係を基盤とした指導を行うとともに、各学校で児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組み、安心して学校生活を過ごせることを目指します。
- ◆ いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、児童生徒理解に基づいた組織的な対応を行います。
- ◆ 「高槻市いじめ防止基本方針」を踏まえて各学校が策定した「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応をいじめ対策委員会を中心に、組織的・計画的に推進します。
- ◆ 不登校児童生徒の状況や背景等が複雑化、多様化している中、家庭・地域・民間の団体等を含む関係機関と適切に連携を図りながら、児童生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立できるよう支援を行います。
- ◆ 学校だけで解決が困難ないじめや暴力行為等の問題行動については、必要に応じて高槻市学校問題解決チームを学校に派遣し、学校の生徒指導体制の再構築に向けた支援を行います。
- ◆ 学校と連携した不登校児童生徒支援室（エスペランサ）の運営や不登校等支援員の配置等により、児童生徒の状況に応じた支援を行います。

## 目標 1－3 健やかな体の育成

児童生徒が、いろいろな困難に立ち向かえるのは、心身ともに健康であり、安全であることが基盤となります。そのため、必要な資質・能力を育成し、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにすることが大切です。また、豊かなスポーツライフの実現に向けて、運動する機会を充実させ、体を動かすことの楽しさを実感させることも大切です。

家庭や地域と連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動を行うとともに、生涯を通じて、健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう取組を推進します。

### 【基本施策】

- (11) 安全教育の充実・推進
- (12) 健康教育の充実・推進
- (13) 運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進

### (11) 安全教育の充実・推進

児童生徒の安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助・共助・公助の視点を取り入れながら、学校教育活動全体を通じて、実践的な安全教育に取り組みます。

#### 【主な取組】

- ◆ 学校安全の3領域「生活安全」「交通安全」「災害安全」に係る教育を計画的に実施します。
- ◆ 災害発生時等に自他の安全のために主体的に行動し、地域の安全にも貢献しようとする態度を養うため、より実践的な避難訓練に取り組みます。
- ◆ 教職員の学校安全に関する意識や対応能力、指導力を高めるとともに、安全教育に係る教材の充実を図ります。

### (12) 健康教育の充実・推進

児童生徒の食に関する理解を深め、健全な食習慣を形成できるよう取組を推進するとともに、基本的な生活習慣の定着を通じた健康づくりを進めます。

#### 【主な取組】

- ◆ 児童生徒が食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育活動全体を通じた指導を推進します。
- ◆ 地域や家庭と連携して児童生徒の生活習慣の定着や薬物乱用防止などの心身の健康に関する指導を推進します。

### (13) 運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進

体育活動の活性化と運動する機会の充実を通して、運動習慣の確立と体力の向上を図り、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成します。

#### 【主な取組】

- ◆ 各学校において体力づくりに関する全体計画を作成し、児童生徒の体力の向上に向けたP D C Aサイクルを確立します。
- ◆ 豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育むため、「体育科（小学校）」・「保健体育科（中学校）」の授業の充実を図ります。
- ◆ 運動の楽しさや喜びを実感できる授業の研究を推進します。
- ◆ 主体的に体を動かす機会の充実を図ることで児童生徒の運動習慣を育みます。
- ◆ 「高槻市部活動ガイドライン」に基づき、地域等の活動と連携しながら中学校運動部の活動の活性化を図ります。
- ◆ 地域と連携し、専門的な指導や体を動かす機会の充実を図ります。



ICTを活用した体育の授業



体育祭

## 第6章 子どもを取り巻く教育力を高める13の基本施策

### 目標 2-1 学校力の向上

教育活動の中心になるのは学校です。学校では、校長のリーダーシップのもと、学校の組織体制を充実するとともに、教職員は、子どもへの愛情と、豊かな人間性や感性を備え、高い倫理観と指導力、教育者としての情熱と使命感を持って指導にあたる必要があります。

また、学校だけでは対応できない課題の解決に向けて、子どもの教育の当事者として家庭や地域と連携し、地域とともにある学校の実現に努めます。

新しい時代に求められる資質・能力を育み、複雑化、多様化した課題を解決するため、学校力の向上に向けた取組を推進します。

#### 【基本施策】

- (1) 安全・健康対策の充実・推進
- (2) 学校の組織力の向上
- (3) 教職員の資質・能力の向上
- (4) 教育環境の整備
- (5) 小中一貫教育の推進
- (6) 「地域とともにある学校づくり」の充実・推進
- (7) 幼児教育等の充実

#### (1) 安全・健康対策の充実・推進

登下校時を含む学校管理下における事故等に関し、死亡事故についてはゼロ、負傷・疾病の発生率についても減少傾向となることを目指し、学校施設の効果的な整備や、点検等による事故の未然防止、発生時の対応、再発防止策等の安全管理を徹底し、学校・家庭・地域・関係団体等とのより一層の連携のもと、安全対策を推進します。

学校保健安全法及び学校給食法に基づき、感染症への対応や食中毒防止を図ります。また、学校環境衛生基準に基づく検査を実施するなど保健指導、保健活動を充実させます。学校給食においては、食物アレルギーを持つ児童生徒が安全に給食を食べることができるよう、誤食の未然防止等の対応を徹底します。

#### 【主な取組】

##### 学校環境の整備と管理体制の確立

- ◆ 学校施設の老朽化対策に加え、求められる教育施策への対応、家庭・社会環境の変化、近年の猛暑等の自然環境に適した質的向上を図る整備を計画的に行い、安全で快適な教育環境を確保します。
- ◆ 学校施設における全てのブロック塀等を撤去します。
- ◆ 学校施設及び通学路における点検等の管理体制を充実させ、整備要望や危険箇所に対し、関係者と連携し安全確保を図ります。

**組織的な安全活動の推進**

- ◆ 学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的取組を推進し、より実行性のある学校安全計画の策定や危機管理マニュアルの定期的な見直しなどを行い、学校の安全体制の強化を図ります。
- ◆ セーフティボランティアへの登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力等、子どもを見守る安全活動への市民参画を推進します。
- ◆ 学校、地域、警察、行政が情報を共有する場である「地域安全センター」の活動を支援します。

**安全・衛生管理に関する指導の徹底**

- ◆ 国等の感染症に関する学校への情報の提供を適切に行うとともに、感染症に関する学校からの相談業務を充実します。
- ◆ 教室の空気検査や飲料水検査、プールの水質検査などを継続して実施し、安全な環境の維持に努めます。
- ◆ アレルゲン調理段階で除去した除去食の提供を行うなど、食物アレルギーへの適切な対応を徹底します。

**(2) 学校の組織力の向上**

校長がマネジメント力を発揮し、教職員それぞれの専門性を生かした組織運営や、外部の人材等を活用した学校運営を推進します。首席・指導教諭やミドルリーダーがリーダーシップを発揮できる組織運営を行います。また、学校事務職員組織の再編成に向けた取組を推進します。

**【主な取組】****校長のマネジメント力の強化**

- ◆ 校長のリーダーシップのもと、教職員や学校内の多様な人材がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮できるような学校運営体制を支援します。
- ◆ 教育課程、人材育成、危機管理等、学校経営についての校長研修・教頭研修を充実させます。

**ミドルリーダーの育成及び活用**

- ◆ 首席・指導教諭・事務職員等が積極的に学校運営に参画して学校の組織力の向上を図るとともに、学校のミドルリーダーとなる人材の育成に努めます。
- ◆ 専門分野をもつ指導教諭等を研修講師として活用し、経験の浅い教員の指導力の向上を図ります。
- ◆ 学校事務職員が積極的に学校運営に参画できるよう、学校事務の共同実施のさらなる充実と共同学校事務室の設置に向けた研究を行います。

**働き方改革の推進**

- ◆ 教職員の働き方改革を推進し、学習指導の質の向上など、教育活動を効果的に行うことができるよう、教員の業務の質的転換を図ります。
- ◆ 統合型校務支援システムを活用し、名簿、成績処理、通知表や指導要録等、様々な校務の効率化を図ります。

### (3) 教職員の資質・能力の向上

変化の激しい、新しい時代を生き抜く力を子ども達に育むため、教職員が心身ともに健康を維持し、その使命や職責の遂行ができるよう、キャリアステージに応じた専門性を高める多様な研修を実施するなど「学び続ける教職員」を支援し、教職員の資質・能力の向上を推進します。

#### 【主な取組】

- ◆ 「高槻市教職員研修基本方針」に基づき、キャリアステージに応じた教職員研修を充実します。
- ◆ 社会状況や、本市の教育課題と向き合い、職責を果たす教職員を育成します。
- ◆ 質の高い授業づくり等各学校及び中学校区における授業研究を支援します。
- ◆ 学校全体で、計画的・効果的な授業研究や校内研修を実施します。
- ◆ 研究校（区）を指定し、その研究成果を各校の取組に生かす研究体制を推進します。
- ◆ 高槻市教育研究会による授業の改善充実を目指す実践的研究活動を支援します。

### (4) 教育環境の整備

児童生徒が、一人一人に応じた適切な指導・支援を受けることができるよう、学習環境の充実を図り、質の高い教育環境づくりを推進します。

#### 【主な取組】

##### ICT機器等の整備

- ◆ 時代に即したより質の高いICT教育の実現に向けて、ICT機器を適切に維持管理し、計画的に更新します。
- ◆ オンライン会議システム等を活用した合同会議・研修の実施や、ICT機器の活用により、離れた場所にいる教員による授業や児童生徒間の交流の実施など、新たな連携の在り方を検討します。
- ◆ 校務の効率化を推進し、必要な教育活動を効果的に行うことができるよう支援します。

##### 学校図書館の整備

- ◆ 学校図書館の「メディアセンター」としての機能強化に向けて、ICT環境の整備や、学校図書館と市立図書館のよりよい連携の在り方について研究を進めます。
- ◆ 読み物としての図書と調べ学習等に必要図書資料の充実を図り、学校図書館図書標準を維持した図書の更新に努めます。

##### 特別支援教育における整備

- ◆ バリアフリー化を推進するとともに、多様な学びの場として、通常の学級、通級指導教室、支援学級それぞれの環境の整備を進めます。
- ◆ 適切な指導・支援を効果的に行うために、特別支援教育支援員の配置を進めます。

##### 教育相談の推進

- ◆ 保護者や本人を対象に、教育上の不安や悩みに関して専門家による面接相談や電話相談を行います。

### (5) 小中一貫教育の推進

これまでの連携型小中一貫教育の成果をさらに高めるため、施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組を進める中で、これからの時代を生きる子ども達に必要な力を育む義務教育9年間の一貫性・継続性のある学習指導、生徒指導の在り方を研究します。また、今後さらに幼児教育等との連携や高等学校、大学等の「縦の接続」を強め、学校教育の質の向上を図ります。

#### 【主な取組】

- ◆ 施設一体型小中一貫校の設置に向けた検討を行い、義務教育学校の研究を進めます。
- ◆ 中学校区の「めざす子ども像（15歳時の姿）」を実現するための一貫した教育課程を各学校が協働して編成し、家庭や地域と共有します。
- ◆ 入学直後の小学校生活を円滑にするため、幼稚園等から引き継ぐ視点として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期の教育と小学校の教育を連続性、一貫性のあるものとして教育課程を編成します。
- ◆ 学校教育の質を向上させるために、高等学校との連続性を意識した取組や、地域の人材、大学、企業等との連携を進めます。

### (6) 「地域とともにある学校づくり」の充実・推進

家庭・地域が学校教育に参画し、協働して子ども達の社会を生き抜く力を育成する仕組みとして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、地域とともにある学校づくりを推進します。

#### 【主な取組】

- ◆ 学校運営協議会において、校長の学校経営の方針を承認することを通し、家庭、地域等の参画を得ながら地域とともにある学校づくりを推進します。
- ◆ 教育活動の実施にあたっては、豊かな経験や高い専門性を持つ地域人材、図書館、博物館等の学習環境、その他の教育資源（地域組織、NPO、企業、大学）を活用します。
- ◆ 学校運営の改善にあたっては、学校アンケート等を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について点検・評価を行うとともに、学校関係者評価により、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させます。



異学年の交流



地域における清掃活動

**(7) 幼児教育等の充実**

幼児期の教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に質の高い幼児教育、保育を保障することが極めて重要です。しかし、少子高齢化、地域のつながりの希薄化、子育ての孤立化、児童虐待の深刻化など、子どもや子育てを取り巻く環境はより厳しさを増しています。

本市の公立幼稚園・保育所は、全ての子どもの「最善の利益」の実現に向け、保護者の就労状況に関わらず、3歳児以上の子どもの連続した育ちが保障できる「認定こども園」への移行を進めます。

多様化する幼児教育・保育ニーズへの対応と、市全体の教育・保育の質の向上という公的役割のもと、民間施設との連携を強化し「めざす子ども像」の実現に向けた土台をしっかりと形成できる幼児教育・保育環境の整備に努めます。

**【主な取組】****きめ細かな指導の推進**

- ◆ 一人一人の発達課題に応じたきめ細かな指導の工夫に努め、幼児期にふさわしい生活の中で、子どもの自発性や主体性等を育みます。
- ◆ 教育内容の充実と改善につながるようなカリキュラム・マネジメントに努めます。
- ◆ 教職員の専門性や指導力の向上を図るため、教職員の課題に応じた研究・研修の充実を図ります。
- ◆ 民間施設とともに学び合える体制を構築し、研修の充実を図ります。

**異年齢児学級保育の充実**

- ◆ 異年齢児学級保育の中で、自尊感情・自己有用感など豊かな心を育みます。必要に応じて、年齢別活動などにも取り組み、学年の育ちの保障に努めます。

**幼児教育と小学校教育との円滑な接続**

- ◆ 認定こども園、幼稚園及び保育所の相互理解の推進と体制の確保、及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。
- ◆ 幼・小が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、教育目標やカリキュラムの交流及び生活科などによる園児と小学生との合同活動などを年間計画に位置付け、円滑な接続を図ります。
- ◆ 公立・民間のどちらの施設に通っていても、小学校教育に円滑に接続できるよう、取組を進めます。

**地域における子育て・家庭教育の拠点としての機能の充実**

- ◆ 保護者が子どもに対する理解を深め、子育て力が高まるような支援を進め、地域の幼児教育センターとしての役割を担う取組の推進に努めます。
- ◆ 必要に応じて、障がいのある子どもへの支援や虐待防止を推進し、専門機関との連携を図ります。

**公立施設と民間施設の役割分担と連携**

- ◆ 施設間連携や保・幼・小連携のコーディネーターとしての役割を果たし、全ての子どもが小学校に円滑に接続できるよう努めます。
- ◆ 民間施設が機動性・独自性を生かし、就学前教育・保育の主要な担い手として役割を果たせるよう、運営を下支えします。
- ◆ 民間施設に対し、要配慮児童等の保育に関する相談や子育て支援に関する助言を行うなど、事業運営のセーフティネット的な役割を果たしていきます。

## 目標 2-2 家庭力の向上

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、他者に対する思いやりや命を大切に作る気持ちなどを養う上で、最も重要な役割を担います。基本的な生活習慣、規範意識などを身に付けることは、人と関わり生活したり、生涯を通じて学んだりする上で、大変重要です。

子どもの教育について、保護者は第一義的責任を有し、子どもが安心できる家庭環境づくりが求められます。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭など家庭教育を行う上での課題が指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが求められています。

学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携・協力して、親子の育ちを応援、支援します。

### 【基本施策】

- (8) 家庭教育の推進
- (9) P T Aとの協働と活動支援
- (10) 福祉機関等との連携

### (8) 家庭教育の推進

保護者と子どもが多様な体験を通してともにふれあい学ぶ機会や、保護者が子育てや人権について学習する機会を提供するとともに、子育てや教育に関する相談体制の充実を図ることで、家庭の教育力の向上を目指します。

#### 【主な取組】

- ◆ 多様な体験や交流・学習機会を提供するため、保護者と子どもと一緒に参加し、遊びや学びを通してふれあいを深める体験教室や、保護者を対象に子育てや人権教育に関する講座を開催します。
- ◆ 親子での交流や保護者対象の教室・講座等の開催、情報発信など、学習の機会を提供します。
- ◆ 子育てや教育に関する相談体制を充実します。
- ◆ 青少年相談において、青少年や保護者等からの相談に対して、電話相談、面接相談及び相談機関の紹介などを行います。

### (9) P T Aとの協働と活動支援

P T Aと協働して研修会や講座を開催するとともに、P T Aが主催する学習会等の運営支援を行うなど、保護者が子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供します。また、地域や学校とも連携して、総合的な教育力の向上を目指す取組を推進します。

#### 【主な取組】

- ◆ P T A活動の活性化や充実のために、市P T A協議会と協働して研修会や人権教育講座等を実施します。
- ◆ 各学校園のP T Aと協働して、人権問題学習会を開催します。
- ◆ 各学校園のP T Aが開催する家庭教育学習会を支援します。

**(10) 福祉機関等との連携**

家庭環境は、児童生徒の人格形成に大きな教育的影響を与えます。家庭における保護者の子育てに対する不安や負担感を少しでも和らげ、ゆとりを持って子育てできる環境を整えることが、子ども達の成長に好影響を与えます。福祉的な支援が必要な子どもやその家庭については、福祉機関等と連携し、適切な支援や指導を行います。

**【主な取組】**

- ◆ 子育て総合支援センター（カンガルーの森）や吹田子ども家庭センター、主任児童委員をはじめとする民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、本市福祉部局等、関係機関との連携の一層の充実を図ります。
- ◆ 相談機関について丁寧に保護者へ周知を行います。また福祉機関等との連携のもと、子ども達を取り巻く家庭の課題に対する支援を行います。
- ◆ 専門的な資格を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、学校と福祉機関等との連携を図ります。



PTA活動



PTA活動

## 目標 2-3 地域力の向上

地域は、さまざまな役割を持つ異なる年齢層の人々で構成されています。そして、子どもは、多様な目的を持つ集団活動に参加することで、自己肯定感や社会参画意識を高めるとともに、自然や優れた文化や芸術、伝統に触れ、豊かな体験をすることができます。

地域は、家庭や学校と目標を共有し、人と人がつながり、連携・協働しながら子どもを育む場となることが求められます。コミュニティ・スクールの導入には、保護者や地域との連携・協力が不可欠であり、協働して取組を推進します。また、生涯を通じて一人一人がそれぞれの資質・能力の向上を図り、その個性を伸ばし、活躍する場となるよう取組を推進します。

### 【基本施策】

- (11) 地域等との協働の推進
- (12) 青少年健全育成の推進
- (13) 公民館・図書館の充実

### (11) 地域等との協働の推進

地域教育協議会では、地域・家庭・学校が一体となった総合的な教育力の向上を目指した取組を推進します。また、地域の参画を得て「放課後子ども教室」を実施し、豊かな経験や世代間交流のできる子どもの体験や学びの場づくりを推進します。

### 【主な取組】

- ◆ 地域教育協議会など、地域・家庭・学校が連携、協働するネットワークを充実し、「地域の子どもは地域が見守り、育てる」意識を高め、子どもを育む地域づくりを推進します。
- ◆ 「放課後子ども教室」を実施し、学習支援や多様な体験プログラム、スポーツ活動等を通じた子ども達の生きる力を育む体験や学びの場づくりを推進します。
- ◆ 若年世代の参画を促し、幅広い年代の地域の大人と子どもの交流を促進します。
- ◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入にあたり、地域と学校が協働して行う活動を充実させるための研究を行います。
- ◆ 学校と地域が協働・融合した部活動についての研究を行います。



放課後子ども教室

**(12) 青少年健全育成の推進**

青少年の活動・発表・活躍の場や機会を提供し、多様な体験を通じて自ら考え主体的に行動する青少年を育み、社会への参加・参画に向けた取組を推進します。また、青少年の非行の未然防止等を図るため、関係機関・関係団体と連携し、健全育成のための環境づくりを推進します。

**【主な取組】**

- ◆ 子ども達の生きる力を育みつつ、次代を担うリーダーの育成を推進します。
- ◆ 青少年が社会へ参加・参画する機会を提供し、生きる力を育成します。
- ◆ 青少年が安全で安心して健やかに成長できる社会環境づくりに向けて、啓発活動を充実します。
- ◆ 学校・家庭・地域が一体となって関係機関や団体と連携し、非行・問題行動の防止や有害環境から子ども達を守る取組を行います。
- ◆ 様々な問題を抱える子どもの支援に関する取組を推進します。
- ◆ 自然観察や自然素材を活用した体験学習など、身近な自然や生き物とふれあう機会を提供し、青少年が自然に親しみ、自立心と自主性を育む契機となる取組を推進します。

**(13) 公民館・図書館の充実**

市立公民館は地域の活動拠点として、市民の自主活動の場を確保するとともに、様々な学習ニーズに対応します。また市民が市民をもてなす公民館まつりやこどもまつりなどを通じて、相互の絆を深め、地域の活性化を進めます。

図書館は、市民の教養と文化の発展に寄与するための地域の知の拠点であり、多様なニーズに応える図書館サービスを向上させていくことが求められています。また、子ども読書支援センターを拠点に公共施設等を結ぶ「まちごと子ども図書館」や「まちごと図書館」を充実し、市民の読書環境の整備を図ります。

**【主な取組】****公民館活動の充実**

- ◆ 幅広い年代に対して、時代に即した学習の機会を提供します。
- ◆ 地域の拠点施設としての役割を強化します。
- ◆ 地域の活性化に向けた絆づくりと人材育成、多世代交流を推進します。
- ◆ 児童書を中心に図書コーナーを充実し、子どもの読書機会や居場所づくりに努めます。

**図書館活動の推進**

- ◆ 図書館サービスの向上に努めるとともに、子どもをはじめ、市民全体の読書環境の充実を図るため、引き続き学校や公共施設等との連携強化に努めます。
- ◆ 子どもの読書活動の支援と普及啓発を推進します。



公民館まつり（城内フェスタ）



# 資料編

- 1 策定関係資料
- 2 これまでの主な教育施策
- 3 用語解説

## 資料編

## 1 策定関係資料

## (1) 高槻市教育振興基本計画検討委員会

## ■ 高槻市附属機関設置条例 (抜粋)

平成24年12月19日 条例第36号

## 高槻市附属機関設置条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

## (担当事務)

第3条 附属機関の担当事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

## (委員)

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれ別表構成の欄に掲げる者のうちから同表執行機関の欄に掲げる執行機関が任命する。

3 委員（市の職員のうちから任命される委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委任)

第5条 この条例又は法律若しくはこれに基づく政令若しくは他の条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

## 附 則

## (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。第2条以降は省略

別表（第2条—第4条関係）※該当部分のみを抜粋

名 称	担当事務	人数	構 成	任 期
高槻市教育振興基本計画検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定による教育振興基本計画の策定についての調査審議に関する事務	7人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 市民 (4) 市立の幼稚園に在籍する幼児、市立の小学校に在籍する児童又は市立の中学校に在籍する生徒の保護者 (5) 市立の幼稚園、小学校又は中学校に勤務する教育職員 (6) 社会教育委員	当該諮問に係る調査審議の期間中

令和2年6月3日 高教委規則第 6 号

**高槻市教育振興基本計画検討委員会規則**

(趣旨)

第1条 この規則は、高槻市附属機関設置条例（平成24年高槻市条例第36号）第5条の規定に基づき、高槻市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ■ 委員名簿

氏名	所属等	構成
岩井 八郎	京都大学大学院教育学研究科教授	学識経験者
山本 新一	高槻市コミュニティ市民会議	関係団体代表者
安盛 啓史	公募市民	市民
内藤 雅代	高槻市PTA協議会	幼児・児童・生徒の保護者
城 広香	高槻市立幼稚園園長会	教職員
栞原 綾	高槻市立小学校校長会	教職員
溝部 れい子	高槻市社会教育委員会議	社会教育委員

委嘱期間：令和2年6月3日から令和3年3月31日まで

## ■ 審議経過

日程	審議内容
令和2年7月2日	第1回委員会（趣旨説明、高槻市の教育をめぐる状況について）
8月6日	第2回委員会（策定方針、計画の基本的な考え方について）
9月9日	第3回委員会（計画素案）
10月5日	第4回委員会（答申）
令和2年12月21日～ 令和3年1月20日	パブリックコメントの実施（5件）

## ■ 諮問書

高教総第235号  
令和2年7月2日

高槻市教育振興基本計画検討委員会 様

高槻市教育委員会  
教育長 樽井 弘三

### 第2期高槻市教育振興基本計画の策定について（諮問）

本市では、義務教育を中心として、幼児教育・家庭教育・社会教育に関する施策を計画的に推進するため、「社会参画力の育成」「子どもを取り巻く教育力の向上」を目標として、平成27年に「高槻市教育振興基本計画」を策定しました。

この間、本市の全国学力・学習状況調査の結果は、大阪府や全国の値を一定上回る状況となっています。また、「公立小中学校の教育に概ね満足している市民の割合」が、27年度の56.1%から令和元年度の63.7%と、着実に上昇していることなどから、本市の取組の成果が表れていると捉えています。

一方で、「安全連携の視点を取り入れた安全教育の推進」「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」「いじめ・不登校対策」「ICT機器を活用した教育の充実」「認定こども園・幼稚園・保育所による相互理解の推進」「コミュニティスクール導入に向けた準備」「施設一体型小中一貫校の開設に向けた取組」等、本市教育行政において今後解決していかなければならない課題は山積しています。

つきましては、今後の本市教育行政がめざすべき方向性を定め、計画的な教育施策を展開するため、次期教育振興基本計画の策定にあたり、次の事項を中心に貴委員会の意見を求めます。

- ・高槻の子どもたちが、これからの時代をたくましく生きるために必要な力の育成につながる、就学前教育、義務教育、家庭教育及び地域教育の在り方
- ・本市教育の大きな課題と位置付けている「安全・安心の学校づくり」「学力格差の是正」「市民性の育成」を実現するための教育施策の在り方
- ・これまでの本市の主要教育施策や新学習指導要領等の趣旨をそれぞれに踏まえた、今後10年間の教育施策の目指すべき方向性

以上

## 2 これまでの主な教育施策

### (1) 安全確保の徹底と安全教育の推進

実施年度	主な取組
平成16(2004)年度	小学校でセーフティボランティア制度を開始
平成17(2005)年度	全小学校校門への警備員配置
平成18(2006)年度	校舎・体育館の耐震化(～平成27(2015)年度)
平成23(2011)年度	地域安全センターの設置(～平成25(2013)年度) 「こども見守り中」の旗制度を開始
平成24(2012)年度	全小中学校に一斉メール配信システムを導入
平成26(2014)年度	防災教育研究委嘱校(第八中学校区)を指定 防災シンポジウムの開催 防災教育の手引を作成
平成27(2015)年度	防災教育実践モデル校(城南中学校区)を指定 通学路安全推進会議の設置
平成28(2016)年度	通学路防犯カメラの設置 ICタグを活用した登下校メールを導入
平成30(2018)年度	「通学路における危険と思われる箇所連絡窓口」の設置
令和元(2019)年度	学校安全対策について(指針)を改定 学校安全の手引を改定 学校安全推進モデル校(寿栄小学校)を指定 学校安全セミナーの開催
令和2(2020)年度	セーフティプロモーションスクールの認証を取得(寿栄小学校)

### (2) 確かな学力をはぐくむ教育の推進

実施年度	主な取組
平成20(2008)年度	全小学校に学校図書館支援員を配置
平成23(2011)年度	全中学校に読書活動協力員を配置 蔵書充実により全小中学校で学校図書館図書標準を達成
平成24(2012)年度	全小中学校で再チャレンジ教室事業の実施 小学校6年生で35人学級編制事業の実施
平成25(2013)年度	小学校の全学年で35人学級編制事業の実施 全中学校の普通教室に電子黒板機能付きプロジェクターを設置
平成26(2014)年度	全小中学校の教員に教育用・校務用として利用できるタブレットパソコンを整備 全小中学校の普通教室を無線化
平成27(2015)年度	18中学校で、土曜学習支援事業「学びup↑講座」の実施(～平成30(2018)年度3月) 中学校区に外国語指導助手(A L T)を配置 全小学校のコンピュータ教室にタブレットパソコンを整備
平成28(2016)年度	全中学校区で連携型小中一貫教育の実施 小学校5・6年生で市学カテストの実施
平成30(2018)年度	全中学校のコンピュータ教室にタブレットパソコンを整備
令和元(2019)年度	18中学校で、家庭学習支援事業「学びup↑講座」の実施 全小中学校のホームページをクラウド型のCMSに移行
令和2(2020)年度	全小中学校の児童生徒に1人1台端末を整備 全小中学校に高速大容量の通信ネットワーク環境を整備 教育ネットワークシステムのクラウド化 全小中学校に統合型校務支援システムを導入

**(3) 豊かな心をはぐくむ教育の推進**

実施年度	主な取組
平成24(2012)年度	第1回児童・生徒議会の開催(～平成28(2016)年度)
平成25(2013)年度	学校問題解決チームの設置 「はにたんの子どもいじめ110番」の開設
平成27(2015)年度	いじめ防止基本方針の策定 問題行動への対応指針(ガイドライン)の作成
平成28(2016)年度	全小中学校にスクールソーシャルワーカー派遣 「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」の運用
平成29(2017)年度	児童・生徒会サミットの開催
平成30(2018)年度	いじめ防止基本方針の改訂
令和2(2020)年度	小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインの策定

**(4) 健やかな体をはぐくむ教育の推進**

実施年度	主な取組
平成23(2011)年度	全中学校で武道の授業開始
平成24(2012)年度	中学校2校で給食の試行実施(～平成25(2013)年度)
平成26(2014)年度	全中学校で給食の実施
平成27(2015)年度	全小中学校で体力づくり推進計画(アクションプラン)の作成
平成30(2018)年度	中学校部活動ガイドライン策定

**(5) 信頼される学校づくり**

実施年度	主な取組
平成19(2007)年度	2学期制導入
平成23(2011)年度	学援隊事業の開始
平成25(2013)年度	地域と連携した特色ある学校づくり推進事業の開始

## (6) 社会教育分野

実施年度	主な取組
平成20(2008)年度	学校図書館連絡車の運行対象校を全校に拡大
平成22(2010)年度	総合市民交流センター1階に無人自動図書貸出返却コーナーを開設 中央図書館ミュージズ子ども分室を開室 子ども読書支援センターを設置 市立図書館の児童書を幼稚園・小中学校・公民館で利用できる「まちごと『子ども図書館』」事業の開始
平成23(2011)年度	単位PTAの学習会(家庭教育学習会)の支援事業を開始 「はにわの日」制定を記念して公民館13館連携講座を開始 公民館のバリアフリー化推進に着手
平成24(2012)年度	地域が運営主体となる放課後子ども教室の本格実施に着手 高齢者で組織する稲穂塾がボランティア活動に参加開始
平成25(2013)年度	天神山図書館を閉館し、子ども読書支援センター・天神山書庫・配送センターに改称 服部図書館を開館、中高生向けのティーンズコーナーを設置
平成26(2014)年度	芥川緑地資料館が博物館相当施設に指定 阪急上牧駅自転車駐車場1階に無人自動図書貸出返却コーナーを開設
平成29(2017)年度	北摂地区7市3町による図書館広域利用を開始
平成30(2018)年度	公民館等で、予約した本の受取や返却及び一般書の貸出し等の取組を行う「まちごと図書館」事業を開始

## 3 用語解説

行	用語	解説	ページ
あ	ICT	Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。学習指導要領(平成29年告示)では、情報活用能力が、「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられるなど、今後の児童生徒の学習活動において積極的にICTを活用することが想定されている。	4・7・10 26～29・36
	いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法を踏まえ、学校設置者及び学校における取組を明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、いじめ防止のための総合的な方針を策定している。	31
	医療的ケア	痰の吸引・経管栄養などが必要な児童生徒について、医師の指導のもと、主として保護者が自宅等で行うケアや、医師の指示により看護師が学校等で行うケアのことを、一般的に「医療的ケア」と呼び、病院で実施する医療行為と区別している。	29
	AI	Artificial Intelligenceの略。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。	4
	SNS	Social Networking Service (ソーシャルネットワークサービス)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。最近では、社会や組織の広報としての利用も増えている。	4
	NPO	Non Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。	37
か	学習指導要領	文部科学省が定める、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準のこと。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるよう、各教科などの目標や大まかな教育内容を定めるものであり、昭和33年以降、ほぼ10年ごとに改訂されている。	3・5・6・27
	学校司書	学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。学校図書館法第6条(平成26年改正)により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と規定された。主には、学校図書館サービスと技術的な面を担当する。また、授業支援や学習内容に興味を持たせるための資料の紹介なども行っている。	29
	カリキュラム	一定の教育の目的に合わせて教育内容と学習支援を総合的に計画したもの。教育課程に加え、指導内容や方法、学習活動、評価等が含まれる。本市では、校区のめざす子ども像を実現するために、広い意味でとらえたカリキュラムとして、小中学校が連携し、9年間の総合的な計画として編成・実施する「連携型小中一貫教育」をすべての中学校区で行っている。	17・38

行	用語	解説	ページ
か	カリキュラム・マネジメント	児童生徒及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくことや、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。	17・38
	規範意識	道徳・倫理・法律等の社会のルールを守ろうとする意識のこと。	22・30・39
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。	28・30
	教育事務の点検・評価	教育委員会が、毎年、教育委員会の事務の管理執行状況について、教育に関し学識経験者の知見を踏まえて点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表するもの。	3
	コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	学校と保護者や地域住民などがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子ども達の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み(「学校運営協議会」を設置している学校をコミュニティ・スクールと呼ぶ)。法律(地教法第47条の5)に基づいて設置される。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。	25・37・41
	コミュニティソーシャルワーカー	地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけ、また、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職。	40
さ	支援学級	障がいのある児童生徒一人一人の状況や教育的ニーズに応じた教育を受けることができるよう、各障がいの種別に合わせて設置されている学級の総称。	8・36
	CMS	Contents Management Systemの略。Web制作に必要な専門的な知識が無くても、簡単にホームページを管理・更新できるシステムのこと。	47
	施設一体型 小中一貫校	小中一貫教育が行われている学校のうち、小学校と中学校の校舎の全部または一部が、同一敷地内において一体的に整備されている学校のこと。	25・37
	持続可能な開発目標 (SDGs)	SDGsはSustainable Development Goalsの略。平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている令和12年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)な目標である。	31

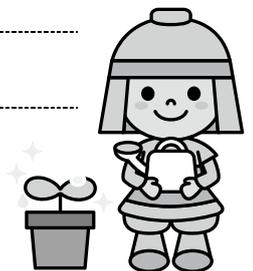
行	用語	解説	ページ
さ	シティズンシップ教育	社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けさせるために行う社会形成、社会参加に関する教育。	30
	児童虐待	保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童(18歳に満たない者)を現に監護する者をいう。)がその監護する児童に対し、殴る、蹴るなどの身体的虐待、性的虐待、衣食住の世話を行わないなどのネグレクト(養育放棄)及び心理的虐待を行うこと。	38
	社会に開かれた教育課程	教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくため、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働をすること。学習指導要領の基本的な理念となっている。	6
	主体的・対話的で深い学び	主体的な学びとは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。 対話的な学びとは、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。 深い学びとは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かうこと。	28
	小中一貫教育	小・中学校が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育(小中連携教育)のうち、小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のこと。	12・17・34・37
	情報活用能力	情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質。課題や目的に応じた情報手段の適切な活用、必要な情報の主体的な収集、受け手の状況などを踏まえた発信、情報手段の特性の理解、情報モラルの必要性や情報に対する責任、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度などが含まれる。プログラミング的思考やICTを活用する力を含む、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、教科等の枠を越えて、全ての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力。	4・10・26・27・29
	スクールカウンセラー	児童生徒の心理的な問題等に関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う専門家。	31
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識やスキルを活用しながら関係機関と連携し、課題の解決に向けて学校や家庭、児童生徒の支援を行う専門家。	32
	セーフティボランティア	地域や保護者の方々が、主に小学生の登下校時に、通学路や交差点、校門前等に立ち、子どもたちの安全を見守る取組。	35

行	用語	解説	ページ
さ	セーフティ プロモーション	関係機関が連携して、科学的・実証的な安全対策に取り組むという考え方。 例えば、学校安全に関する指標を設定し、実証的な学校安全の推進に取り組む学校を認証する制度として大阪教育大学の提唱する「セーフティプロモーションスクール」の取組がある。	24
た	全国学力・学 習状況調査	小学校6年生および中学校3年生を調査の対象学年とした、学力と生活・意識等に関する全国調査。2007(平成19)年度から文部科学省が実施している。「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること」、「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること」、「教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること」を目的としている。	12～15・ 17・19
	全国体力・運 動能力、運動 習慣等調査	小学校5年生および中学校2年生を対象に実施する全国調査。2008(平成20)年度から文部科学省が実施している。児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的としている。	16
	地域人材	地域住民や地域の企業・団体等、幅広い観点から学校と連携・協働活動を行う地域の人材。	37・39
	地域教育 協議会	市内全18中学校区において、地域の諸団体によって組織された協議会。地域、家庭、学校が協働して地域の特性を生かした諸活動を実施することにより、「子どもを見守り育てる地域づくり」を推進し、地域教育力の向上を図ることを目的としている。	18・41
	超スマート 社会 (Society5.0)	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。	26
	統合型校務 支援システム	教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)・保健系(健康診断票、保健室入室管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系など統合した機能を有しているシステム。学校における業務全般を実施するために必要となる機能を実装した、学校運営を支える情報基盤である。情報の一元管理及び共有が容易となり、業務の負担を軽減させることができる。本市においても令和2年度より稼働している。	35
	特別支援教育	従来の障がい児教育の対象だけではなく、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥・多動性障がい)、高機能自閉症を含めた障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、個々の能力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導を通じて必要な支援を行う教育。	36

行	用語	解説	ページ
な	認定こども園	就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設。 幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。	38
は	PDCA サイクル	計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4つの頭文字からなる、施策改善や新たな施策形成のための手法。	2・3・ 28・33
	非認知能力	認知能力ではない能力全般。粘り強さ(忍耐力)や、がんばる力(自制心)、人と関わる力などの能力で、「社会情動的スキル」や「社会情動的コンピテンス」とも言われる。	30
ま	ミドル リーダー	組織的な学校運営改善のために、経験豊かな教職員と経験の少ない教職員の間をつなぎ、校長・教頭のもとで学校の組織的な運営に大きな役割を果たす教職員。	35
	民生委員児童 委員	民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。	40

～M e m o ～

Handwriting practice area consisting of 20 horizontal dashed lines.



高槻市マスコットキャラクター  
はにたん





高槻市マスコットキャラクター  
はにたん

発行：高槻市教育委員会

編集：高槻市教育委員会事務局 教育総務課

〒569-8501 高槻市桃園町2-1

電話：072-674-7612 FAX：072-674-7641